

第三次東松山市 地域福祉活動計画

～地域で支え合い 自分らしく暮らせるまち 東松山 ～

(案)

令和7年3月

東松山市社会福祉協議会

はじめに

このたび、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第三次東松山市地域福祉活動計画」を策定しました。令和2年度に策定した前計画の理念「地域で支え合う 笑顔で暮らせるまち 東松山」を引継ぎ、前計画の成果と課題を踏まえ、新たな時代に対応できる計画を目指しました。



前計画では、東松山市が策定した「第二次東松山市地域福祉計画」と一体となって地域福祉活動を推進し、高齢者、障害者、子ども、外国人など、世代や背景の異なる様々な人々が暮らす地域を基盤として、誰もが対等な関係の下に、それぞれの潜在能力を発揮することができ、地域づくりの一員として社会に参加する機会が確保される、誰一人取り残されることのない、安心して笑顔で自分らしく暮らせる地域共生社会の実現を目指して取り組んでまいりました。

この間、我が国では新型コロナウイルス感染症の流行という未曾有の災禍に直面しました。それにより、外国籍居住者の生活困窮、子育て家庭の孤立や経済的困難、ひきこもりや不登校児童の社会的孤立など、多くの地域課題が顕在化しました。また、少子高齢化の進行、家族形態の変化、地域のつながりの希薄化などによる地域を取り巻く状況の変化により、地域が抱える生活課題はより一層多様化・複雑化してきております。このような状況を前に、私たちは、より多様となった地域ニーズを見据えながら、今後の「住民同士のつながりや支え合い」のあり方を模索していかなければなりません。

本計画では、「地域で支え合う 自分らしく暮らせるまち 東松山」という基本理念のもとに、地域福祉活動の中心となる地域住民の皆様や地域のさまざまな団体の皆様、福祉事業者、行政などと連携・協働しながら、地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますよう心よりお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、多大なご尽力をいただきました「東松山市地域福祉活動計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、様々な機会を通じて貴重なご意見をいただきました多くの皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

東松山市社会福祉協議会

会長 金子 守

目 次

第1章 地域福祉活動計画の役割と位置付け	1
1 計画策定の背景	1
2 地域福祉と地域共生社会	3
3 計画の位置付け	7
4 計画の期間	8
5 計画の策定体制	8
6 地域の範囲	9
第2章 東松山市の現状分析	11
1 統計データからみる東松山市の現状	11
2 前計画の取組状況	24
3 課題の整理	28
第3章 計画の基本的な考え方	30
1 基本理念	30
2 基本目標及び重点取組	31
3 施策の体系	36
第4章 基本目標と取組・事業の展開	37
基本目標1 つなげる	38
施策の方針1 小地域福祉活動の推進	38
施策の方針2 地域で活動を行う様々な活動主体との連携・協働	40
基本目標2 支え合う	42
施策の方針1 社会参加の促進	42
施策の方針2 地域における支え合い・見守り活動の充実	44
施策の方針3 災害に備えた地域の基盤づくり	46
基本目標3 育てる	47
施策の方針1 地域福祉活動の担い手の確保・育成	47
施策の方針2 ボランティア活動の推進	49
基本目標4 築く	50
施策の方針1 包括的な相談・支援体制の構築	50
施策の方針2 孤独・孤立の予防と対策	52
施策の方針3 地域での暮らしを支える権利擁護支援の充実	54

第5章 地区別プラン	56
1 松山地区	58
2 大岡地区	61
3 唐子地区	64
4 高坂地区	67
5 野本地区	70
6 高坂丘陵地区	73
7 平野地区	76
第6章 計画の推進体制	79
1 計画の周知及び利用促進	79
2 関係機関等との連携	79
3 住民が主役となる地域福祉活動の推進	79
4 計画の実施状況の点検・評価	80
資料編	81
1 計画の策定経過	81
2 社会福祉法人東松山市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会	82
3 社会福祉法人東松山市社会福祉協議会第三次地域福祉活動計画地区別プラン 作成部会設置要綱	84
4 地区作成部会	85

第1章 地域福祉活動計画の役割と位置付け

1 計画策定の背景

かつて我が国では、生活の様々な場面において血縁や地縁の支え合い機能が存在し、人々の暮らしを支えていました。しかし、本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎え、人々の価値観や生活様式が多様化し、また、世帯規模の縮小や単身世帯の増加が顕著になり、家族や地域における支え合いの基盤が弱まってきています。支え合いの基盤が弱まったことにより、サービスや制度があるにも関わらず、個人や世帯単位で複数の課題を抱え、複合的な支援を必要とするケース（8050問題、ひきこもり、ヤングケアラー等）や、従来の対象者別の支援制度では対応できない、いわゆる「制度の狭間」にあるニーズが浮き彫りとなっています。

こうしたなか、近年多発している地震や台風等による大規模な自然災害は、各地に甚大な被害をもたらし、東松山市においても、令和元年10月に発生した東日本台風では未だかつてない大規模な自然災害を経験しました。この経験を通じて、日頃からの住民同士のつながりや、住民同士の支え合いの重要性が改めて認識されるところとなりました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人のつながりの希薄化がさらに進んだことに加え、潜在的に広がっていた格差が顕在化し、とりわけ社会的弱者と言われている人々を苦しい立場に追い込み、日々の暮らしにも多大な影響をもたらしました。このような背景から、民間・公共を問わず、地域の様々な構成員が制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えてつながり、ポストコロナの令和時代に求められる「つながり・支え合い」の地域における新たな取り組みが必要となっています。

国では、このような社会環境の変化に伴い、地域福祉の視点を取り入れた社会保障制度の改正を進めています。高齢者分野では、平成27年度に住民参加型の取組を含めた多様な活動で課題解決を行う介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました。また同年には、生活困窮者の抱える複雑化・多様化した課題に対して、生活困窮者自立支援事業により、従来の縦割りではない横断的な支援が制度化され、地域福祉の政策化が進んでいます。そして、「ニッポン一億総活躍プラン」のなかで提起された「地域共生社会」の実現の具体化のために、令和3年度、重層的支援体制整備事業が始まりました。

地域共生社会の実現に向けては、地域住民や福祉関係者が、様々な地域生活課題を把握し、可能な範囲での解決を図るとともに、必要に応じて支援を行う専門機関や行政機関等と連携して課題の解決に取り組むことが大切だとされています。そのため、市町村では地域住民等が地域福祉の様々な活動に積極的に参加できるように支援する人材を配置すること、地域住民などが交流を図るための拠点を整備すること、地域住民等に対して地域福祉に関心を持ってもらえる機会をつくることが重要であるとされています。

このことに関して、埼玉県では「地域福祉支援計画」を、東松山市では「地域福祉計画」を策定していますが、このような公的な地域福祉に関する計画を策定し、推進していくとともに、地域住民自身が主体的に地域共生社会の実現に向けて活動ができるようにするための計画も一層重要になっています。

今回策定した「第三次東松山市地域福祉活動計画（令和7年度から令和11年度まで）」では、こうした政策的な背景とともに、地域共生社会の実現に向け、地域住民や地域福祉関係者・団体、東松山市社会福祉協議会等がどのように地域づくりを進めていくのかを示しました。

計画の策定に当たっては、「第二次東松山市地域福祉活動計画（令和2年度から令和6年度まで）」の成果と課題及び「第三次東松山市地域福祉計画（令和7年度から令和11年度まで）」の考え方や基本理念、基本目標などを踏まえ、新たな時代に対応することができる計画となるよう改定を行いました。



8050問題

80代の親と50代の子が同居し、経済的・社会的に困窮する状態を指し、長年引きこもる子どもとそれを支える親などの論点から2010年代以降の日本に発生している高年齢者のひきこもりに関する社会問題のことです。

ひきこもり

様々な原因で長期間自宅などから出ず、自宅外での生活の場がない状態のことです。

ヤングケアラー

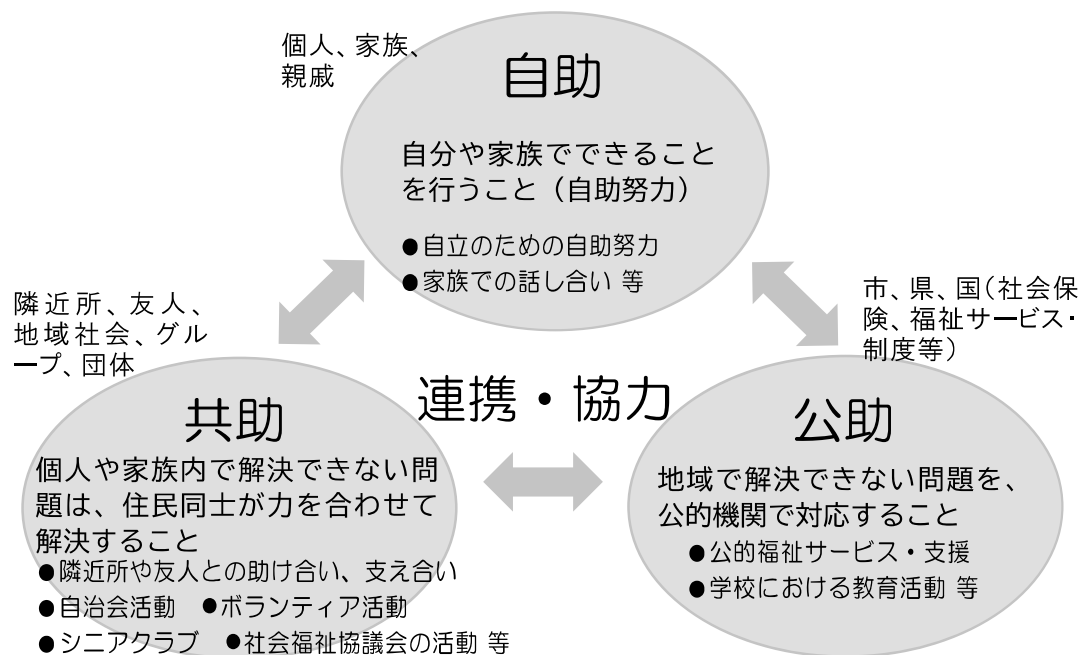
本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。

2 地域福祉と地域共生社会

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、地域において誰もが安心して暮らせるように、地域住民や公私の社会福祉関係者など、多様な主体が協力し合い、暮らしのあらゆる場面において起こり得る生活課題の解決に取り組んでいくことであり、地域の活性化にも「還元」されていくと考えられています。

地域福祉の推進に当たっては、一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助・支え合い（共助）、公的な福祉サービス・支援（公助）が、それぞれの強みを生かしながら、相互に連携・協力していく関係を築くことが必要です。



また、国の社会保障審議会福祉部会では、地域福祉推進の理念及び基本目標が以下のとおり示されています。

地域福祉推進の理念	地域福祉推進の基本目標
(1) 住民参加の必要性 (2) 共に生きる社会づくり (3) 男女共同参画 (4) 福祉文化の創造	(1) 生活課題の達成への住民等の積極的参加 (2) 利用者主体のサービスの実現 (3) サービスの総合化の確立 (4) 生活関連分野との連携

本計画では、これらの地域福祉推進の理念及び基本目標を踏まえ、地域福祉の取組を通じて、地域共生社会の実現を目指します。

(2) 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



人々が生活していく上で生じ得る課題は、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、家計、そして孤立など多岐にわたるため、本人や世帯を包括的に支えていくことが必要です。

そこで、国は、個人や世帯が抱える課題を地域で包括的に支援する地域共生社会の実現を目指し、法制度の改正を進め、平成29年社会福祉法改正では、地域福祉推進の理念を規定し、「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨」を明記しています。

また、この理念を実現するため、市町村が「地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備」、及び「住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制包括的な支援体制づくり」に努める旨が規定されています。

さらに、令和元年5月には、地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）の設置し、「次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方」「地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から

社会保障・生活支援において今後強化すべき機能」等について検討を行いました。この検討会の最終とりまとめにおける提言として、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、①「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき、②本人・世帯の属性を問わず福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民を対象とすべき、③新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある、④国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要がある、と提言されました。

また、この提言を踏まえて令和2年6月12日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、社会福祉法が一部改正（令和3年4月施行）されました。市町村が包括的な支援体制を構築するための規定が充実され、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業（市町村の任意事業）が創設されました。

社会福祉法の一部改正（令和3年4月1日施行）の概要

- 1 地域福祉の推進の理念を規定（第4条関係）
 - 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
 - 地域住民等は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
 - 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立、その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。
- 2 国、地方自治体の責務（第6条関係）
 - 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
 - 国及び都道府県は、市町村において重層的支援体制整備事業（第百六条の四第一項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。）その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。
- 3 重層的なセーフティネットを強化するための新たな事業（第106条の4関係：新設）
 - 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。
 - 「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

(相談支援)

- ・地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

(参加支援)

- ・地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

(地域づくりに向けた支援)

- ・地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、介護保険法、障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法等に掲げる事業を一体的に行う事業

(アウトリーチ等を通じた継続的支援)

- ・地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で、相談に応ずること、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言を行うことその他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

(多機関協働)

- ・複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

(支援プランの作成)

- ・各事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

4 地域福祉計画の記載事項（第107条関係）

○市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- ・地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ・地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ・地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ・地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

○市町村は、計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

○市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

これまで、高齢者ケアの分野で培ってきた地域包括ケアシステムの考え方を、障害者、子どもなどへの支援や、複合的な課題に広げ、多様な課題への対応ができる体制をつくること
が、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築につながっていきます。

そのため、地域包括ケアシステムをはじめとする福祉や災害対策、地域づくりにおいて取
り組んできた自助・共助・公助を、持続可能な地域包括ケアの仕組みに発展させる地域福祉
活動の展開を目指します。

3 計画の位置付け

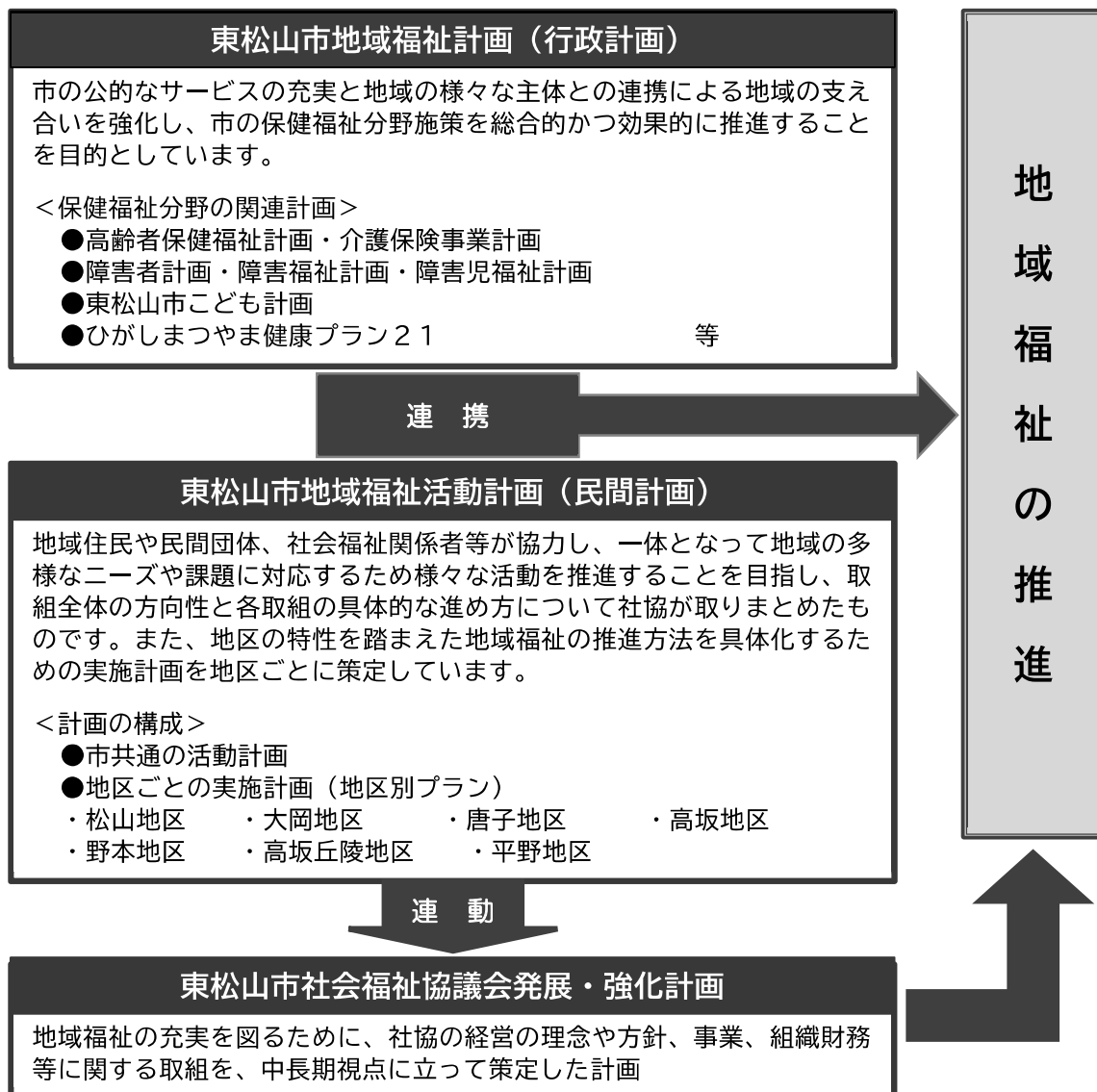
(1) 地域福祉活動計画の位置付け

地域福祉活動計画は、市の福祉施策の基盤となる地域福祉計画と連携した計画として、社会福祉法第109条に基づく民間組織である社会福祉協議会が、民間の活動計画として市民とともに策定するもので、市民や各種団体の自主的・自発的な福祉活動の活性化を図ることを目的とする実践的な活動・行動計画です。

また、「地区別プラン」は、地区における福祉課題の解決を図ることを目的に地域住民自らが策定する実施計画です。

行政計画である地域福祉計画と、地域住民をはじめとする地域の様々な活動主体の活動・行動計画である地域福祉活動計画が相互に連携し、市全体で地域福祉を推進していきます。

さらに、地域福祉活動計画の推進に向け、地域福祉活動計画策定年度の翌年度に東松山市社会福祉協議会が独自に策定する「東松山市社会福祉協議会発展・強化計画」と連動しながら展開していきます。



4 計画の期間

本計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

計画期間中においても、関連諸計画の改定、社会情勢の変化、制度の改正などが予想されるため、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとしています。

計画名称	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	
東松山市地域福祉計画	第二次 (令和2年度～)		第三次					第四次		
東松山市地域福祉活動計画・ 地区別プラン	第二次 (令和2年度～)		第三次					第四次		
東松山市社会福祉協議会 発展・強化計画										
	第二期（令和7年度まで）					第三期（令和12年度まで）				

5 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、市民参加による計画づくりを進めるため、東松山市社会福祉協議会が事務局を担い、東松山市地域福祉活動計画策定委員会（以下「活動計画策定委員会」という。）が中心となって市全体の計画について協議・検討を行いました。

地区別プランについては、市内7つの福祉圏域ごとに地区別プラン作成部会を設置し、地区別プラン作成部会を中心にアンケート調査や地区懇話会等の結果を踏まえ、各地区のプランを策定しました。

計画全体の調整・検討・協議については、活動計画策定委員会において実施しました。

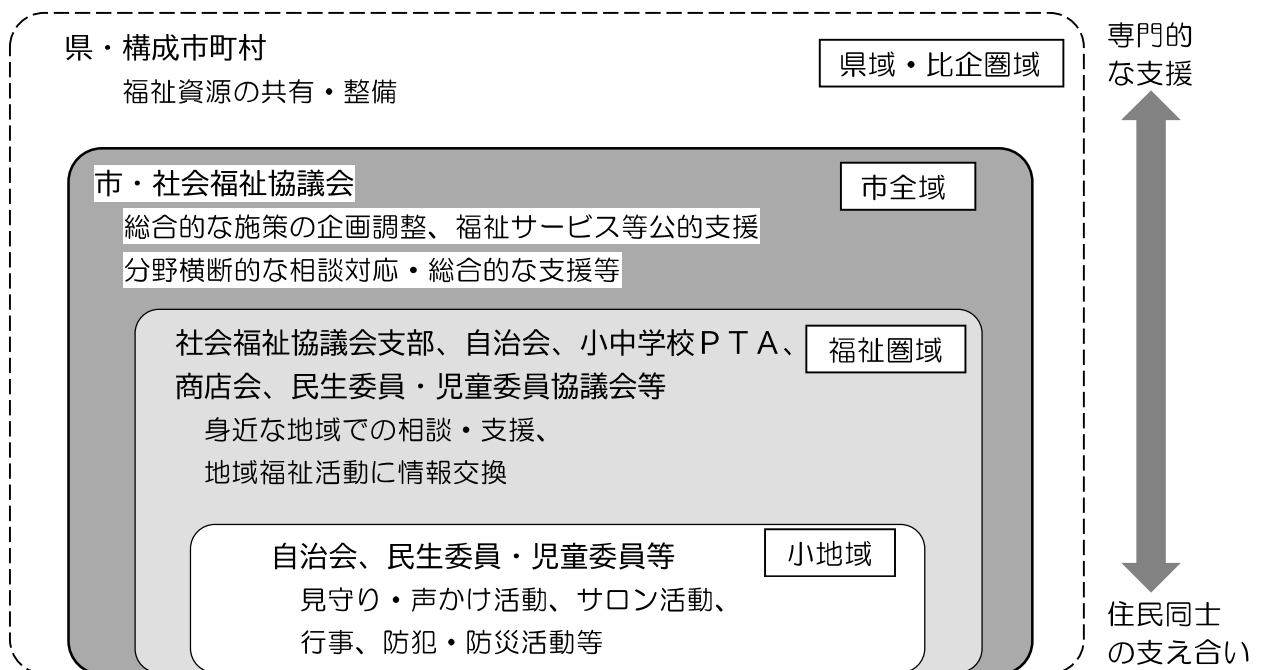
また、本計画の策定前に、市民、関係団体等の意見を把握するため、令和6年12月11日から12月24日まで、パブリックコメントを実施しました。

6 地域の範囲

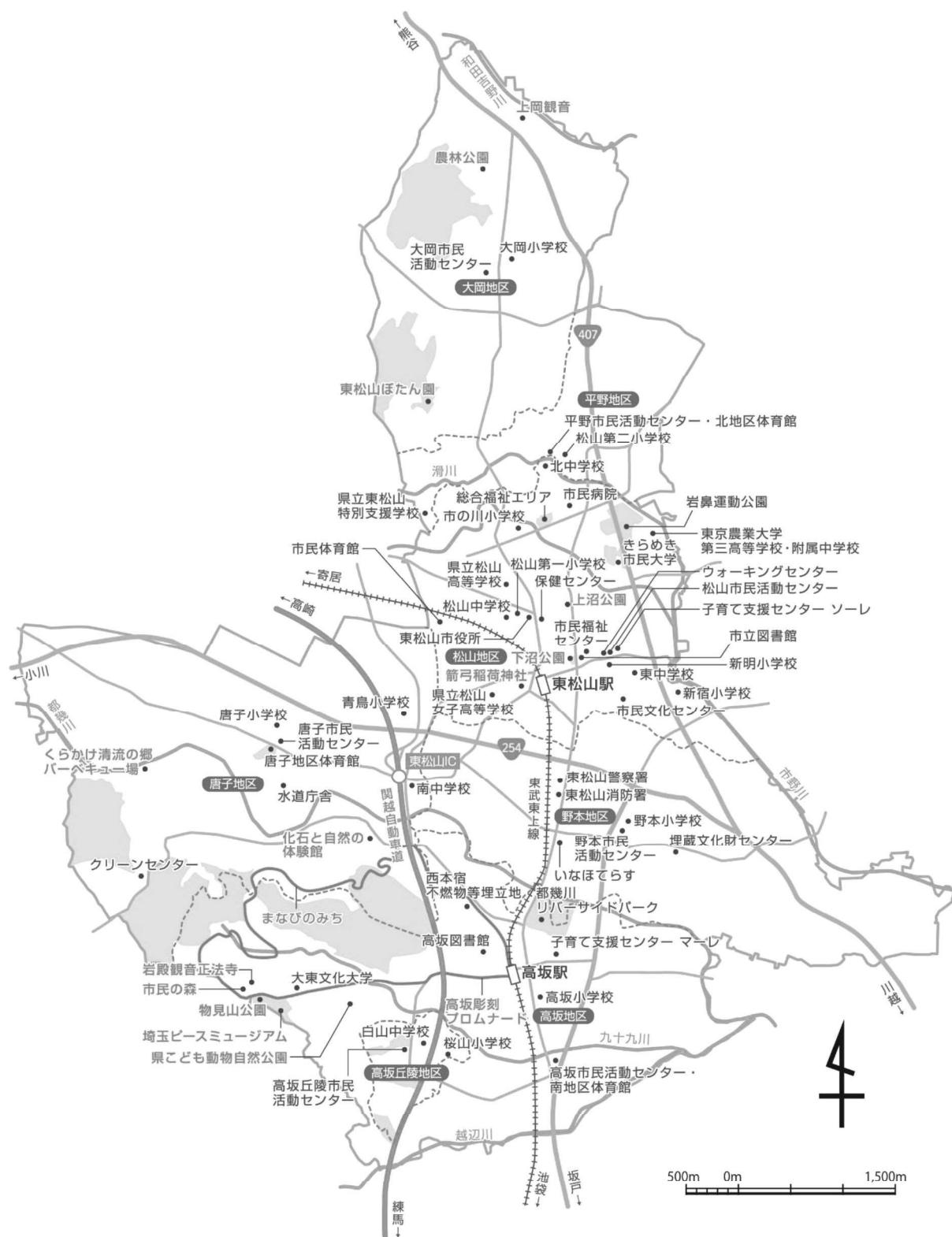
地域福祉を効果的に推進するためには、「隣近所による相互の助け合い」や「自治会などによる地域活動」、「市全域を対象とした総合的なサービス提供」など、身近な生活圏域（小地域）から、福祉圏域、市全域と、それぞれの圏域が連動して取り組む体制の整備が重要となります。

本計画では、市内の7地区を福祉圏域の基礎単位と位置付けています。さらに、身近な生活圏域における地域住民等の主体的な参画が進むように、地域活動の拠点づくりや地域活動の組織化の支援、ネットワークの構築など、市や地域住民等とともに検討し、整備していくこととします。

■圏域のイメージ図



■7つの地区（福祉圏域）範囲図



第2章 東松山市の現状分析

1 統計データからみる東松山市の現状

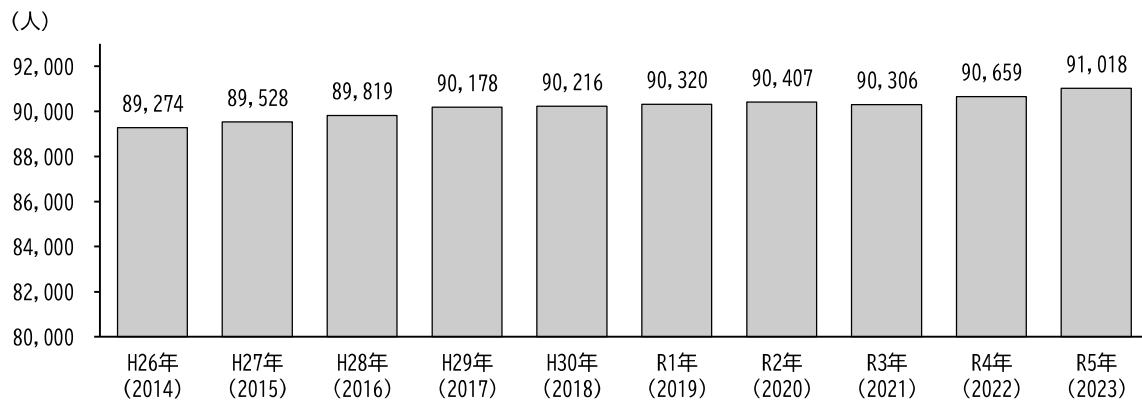
(1) 総人口及び世帯状況

① 総人口の推移及び年齢構成

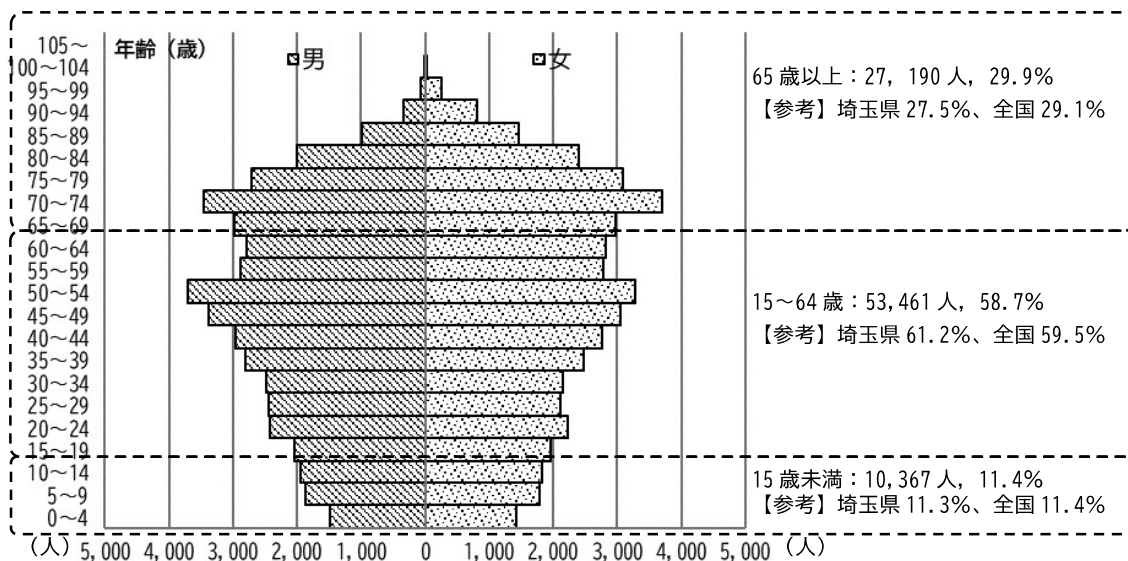
総人口は令和2年から令和3年にかけて若干減少したものの、以降は緩やかに増加し、令和5年は91,018人と平成26年よりも2.0%増加しています。

令和5年の年齢構成を表す人口ピラミッドは、70～74歳の年齢階層が最も多く、65歳以上の高齢者人口は27,190人、高齢化率は29.9%となり、埼玉県を若干上回っています。15～64歳の生産年齢人口は53,461人で58.7%となり、埼玉県・全国を上回っています。15歳未満の年少人口は10,367人で11.4%となり、埼玉県・全国を下回り、ピラミッドの底辺にあたる0～4歳の幅が狭く、少子化が懸念されます。

■総人口の推移（各年10月1日現在）



■人口ピラミッド（令和5年10月1日現在）

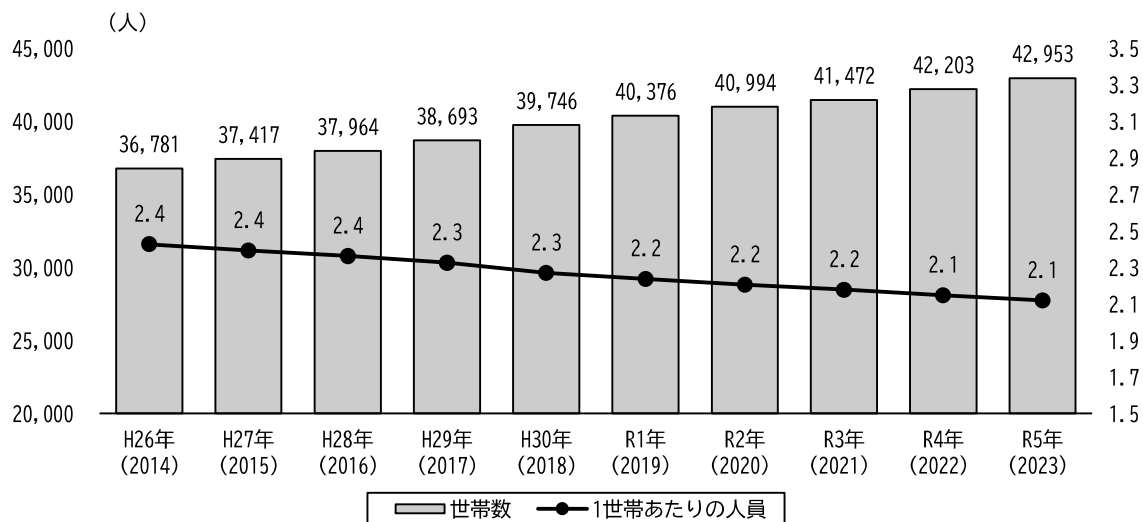


資料：住民基本台帳（参考値については、総務省統計局資料「人口推計(2023(令和5年)10月1日現在」による）

② 世帯数等

世帯数は増加が続いており、令和5年は、42,953 世帯と平成26年から16.8%増加しています。世帯数は人口の増加率を上回っているため、1世帯当たり人員は減少し、令和5年は2.1人となっています。

■世帯数及び1世帯当たり人員の推移（各年10月1日現在）

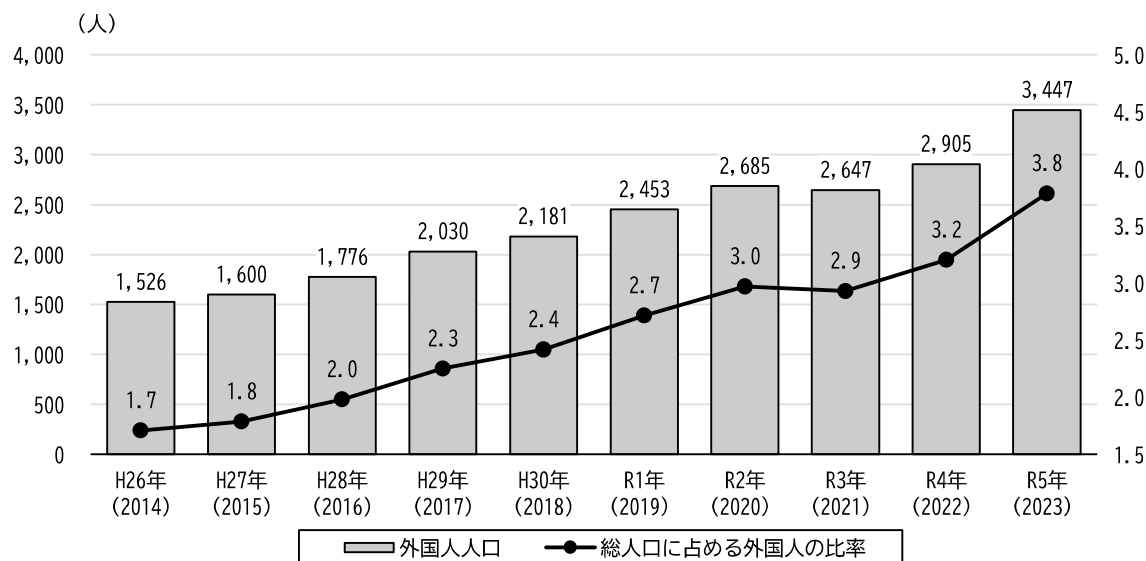


資料：住民基本台帳

③ 外国人人口の推移

外国人人口は、令和2年から令和3年にかけて減少したものの、平成26年以降は増加傾向にあり、令和5年は3,447人、総人口に占める割合は3.8%となっています。国籍別ではベトナム人が最も多く、次いでブラジル人、中国人となっています。

■外国人人口の推移（各年10月1日現在）



資料：市民課

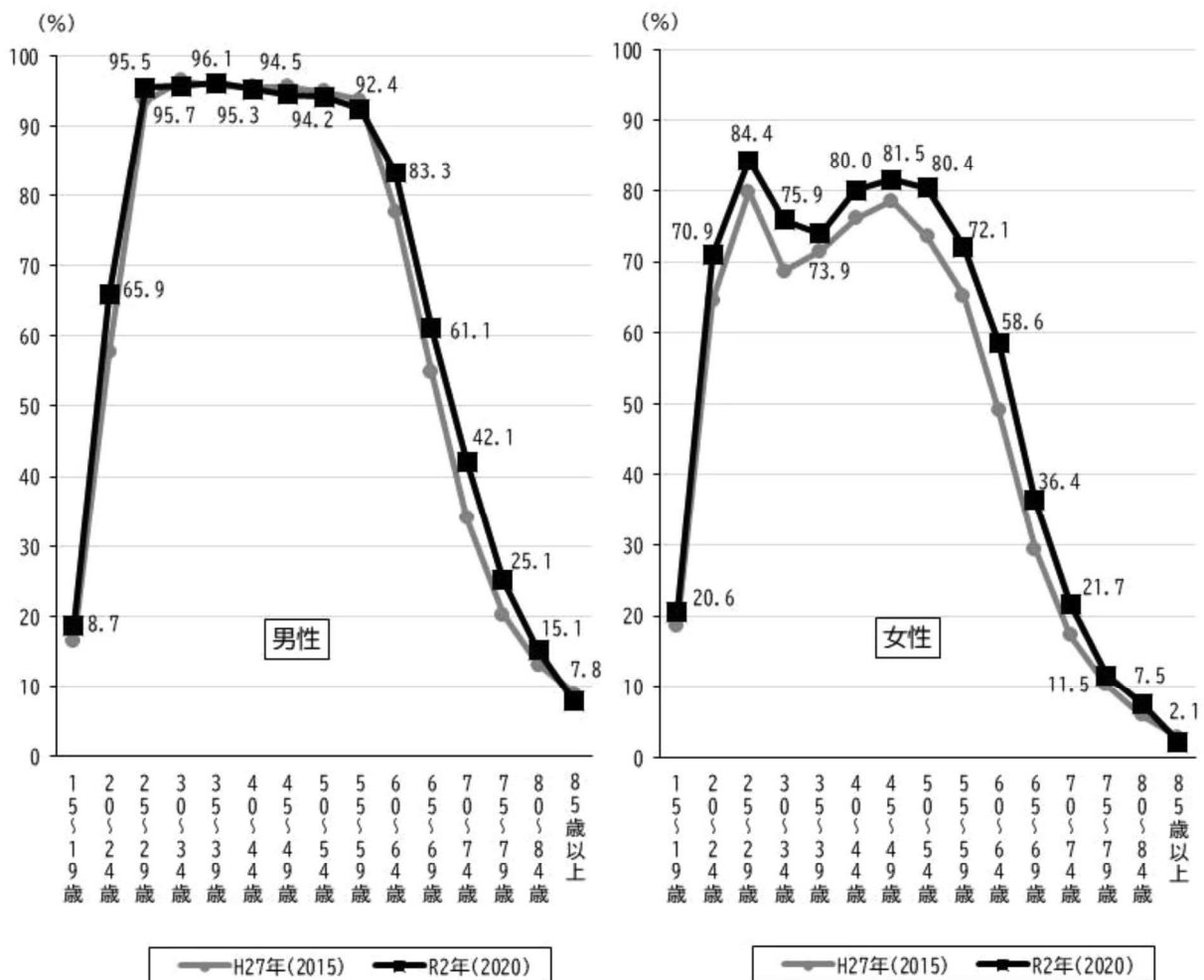
(2) 労働力状態

令和2年の労働力率※をみると、男性は20歳代後半から50歳代は9割台でほぼ平行線を描き、台形に近い形となっています。ただし、平成27年と比較すると、20～24歳、60歳代及び70歳代では5～8ポイント程度高くなっています。

女性の労働力率は、結婚・出産・子育て期にあたる30歳代で一旦低下し、その後再び上昇するM字カーブを形成しています。しかし、平成27年と比較すると、M字の谷の部分の年齢が30～34歳から35～40歳へ移動しています。また、50歳代及び60歳代は6～9ポイント程度上昇するなど、女性は概ね全年齢で労働力率が上昇しており、女性の社会進出が進んでいる状況がうかがえます。

※労働力率：15歳以上の人口の内、働く意思のある労働が可能な人口（「就業者」及び「完全失業者」の合計）の割合です。

■労働力率（平成27年及び令和2年）



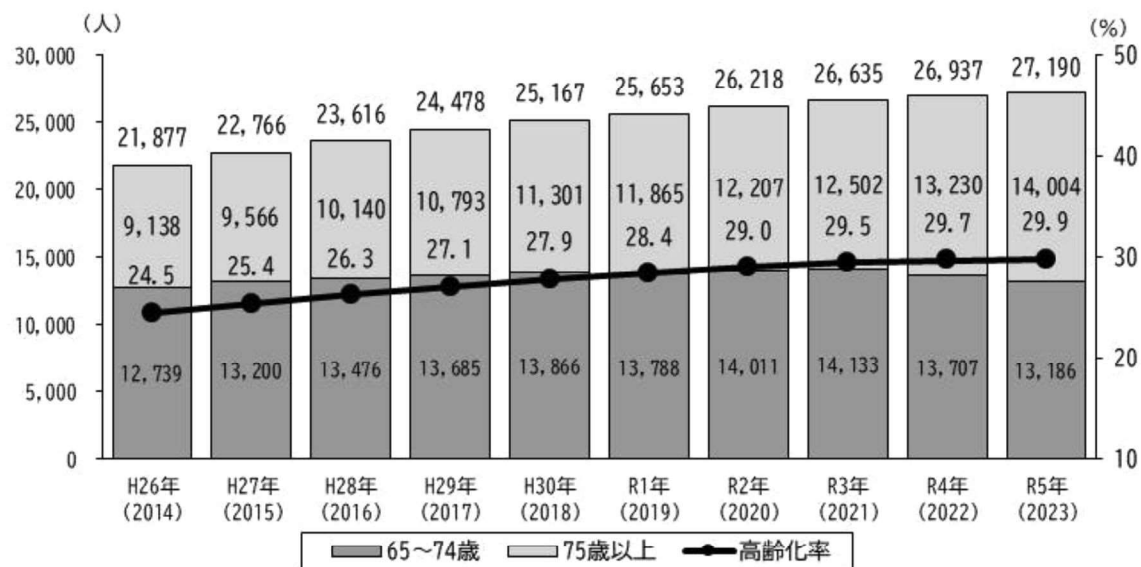
資料：国勢調査

(3) 高齢者の状況

① 高齢者数の推移

高齢者数は増加しており、令和5年は27,190人、高齢化率は29.9%に上ります。内訳をみると、65～74歳の前期高齢者は13,186人で令和3年をピークに減少傾向にあり、75歳以上の後期高齢者は14,004人で平成26年からの増加率は53.3%となり、後期高齢者が大きく増加しています。令和7年には団塊の世代がすべて75歳以上になるため、後期高齢者のさらなる増加が見込まれます。

■高齢者数及び高齢化率の推移（各年10月1日現在）



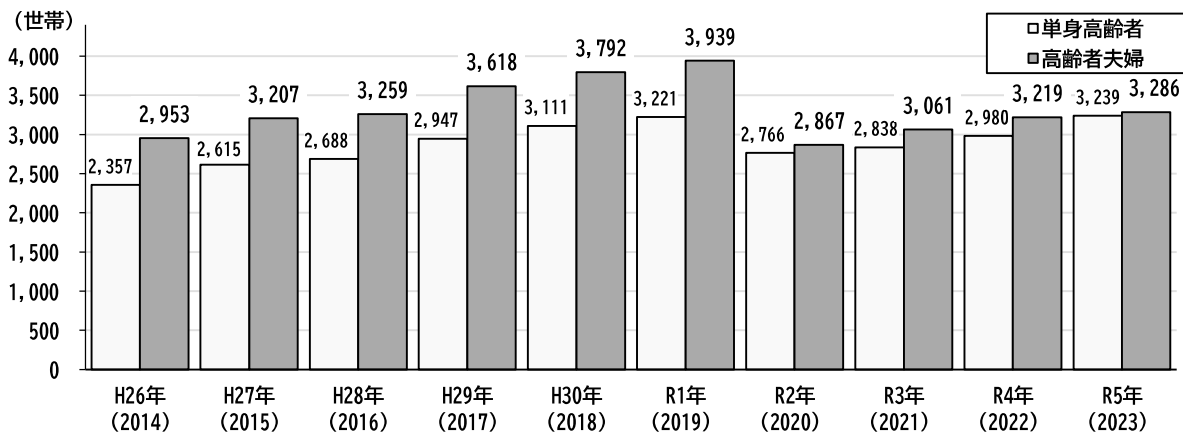
資料：住民基本台帳

② 高齢者世帯

高齢者世帯は令和2年に減少後、増加傾向にあり、高齢者の一人暮らし世帯は令和5年は3,239世帯となり、平成26年よりも37.4%増加しています。

高齢者夫婦世帯も令和2年以降は増加しており、令和5年は3,286世帯となり、令和元年度からは19.9%減少しているものの、平成26年よりも11.3%増加しています。

■高齢者世帯状況の推移（各年10月1日現在）



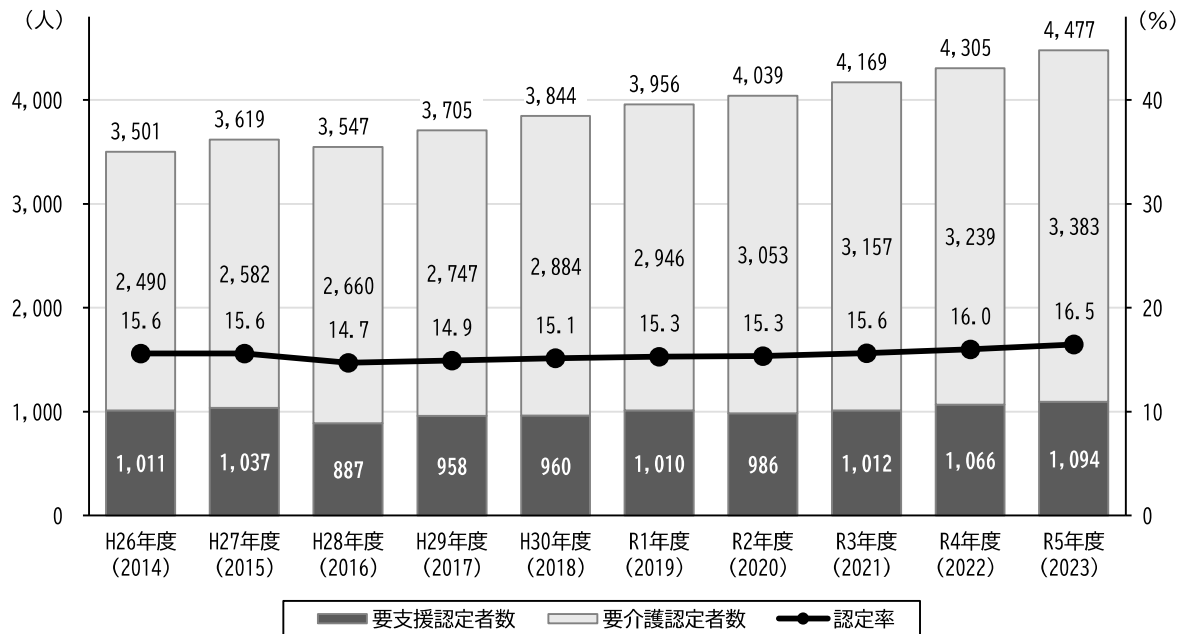
※令和元年までの調査対象者は65歳以上、令和2年以降の調査対象者は70歳以上。

資料：高齢者世帯調査

③ 要支援・要介護認定者数及び認定率の推移

要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和5年度は要支援認定者が1,094人、要介護認定者が3,383人、合計4,477人となっています。あわせて、高齢者総数に占める要支援・要介護認定者数の割合を示す認定率も平成28年度以降増加傾向にありますが、増加率は認定者数の増加率と比べて低くなっており、介護予防事業をはじめとする各種施策の成果によるものと考えられます。

■要支援・要介護認定者数及び認定率の推移（各年度末現在）



資料：高齢介護課

④ 高齢者に関連する相談状況

地域包括支援センターの年間実相談人数は、令和5年度は3,054人で令和2年度以降増加が続いています。年間延相談件数についても増加が続き、12,598件となっています。

■高齢者に関連する相談（地域包括支援センター）各年度末現在

	年間実相談人数（人）	年間延相談件数（件）
令和元（2019）年度	2,385	9,604
令和2（2020）年度	2,244	9,699
令和3（2021）年度	2,488	9,424
令和4（2022）年度	2,861	11,770
令和5（2023）年度	3,054	12,598

※総合相談のみ（権利擁護に関する相談、介護事業所等からの相談含まず）

資料：高齢介護課

(4) 障害者の状況

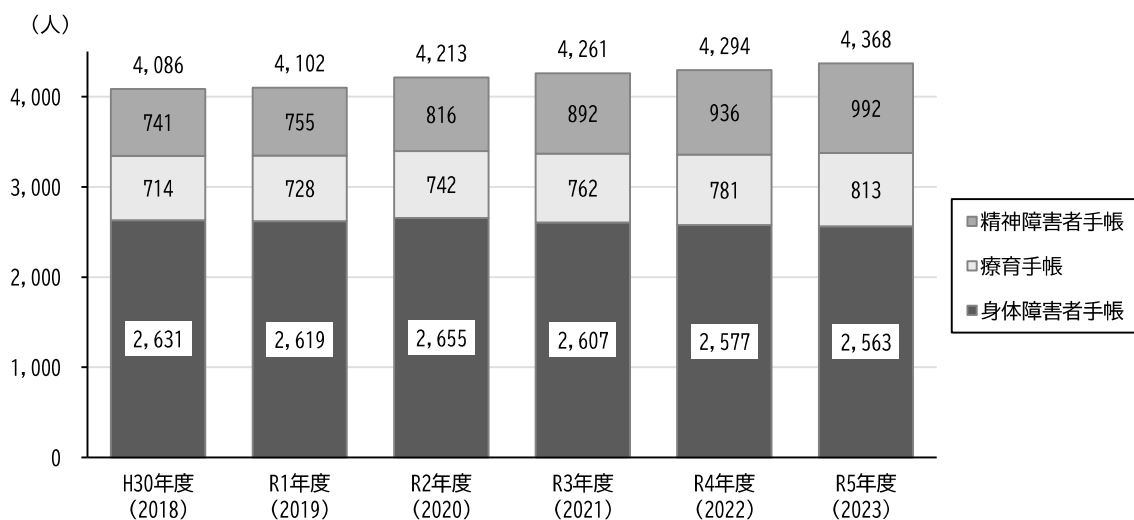
障害者手帳所持者数は増加しており、令和5年度は4,368人となり、平成30年度と比較すると6.9%増加しています。

内訳をみると、身体障害者手帳所持者数は若干減少しており、令和5年度は2,563人で平成30年度から2.6%減少しています。障害の程度別では重度の1級が最も多くなっています。

療育手帳所持者は増加しており、令和5年度は813人となり、平成30年度から13.9%増加しています。障害の程度別では中度が最も多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加率が最も高く、令和5年度は992人となり、平成30年度から33.9%増加しています。障害の程度別では2級が最も多くなっています。

■障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）



■身体障害者手帳所持者の状況（令和5年度末現在）

	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
人数（人）	2,563	903	382	383	598	126	171
比率（％）	100	35.2	14.9	14.9	23.3	4.9	6.7

■療育手帳所持者の状況（令和5年度末現在）

	総数	最重度 (マルA)	重度 (A)	中度 (B)	軽度 (C)
人数（人）	813	165	179	250	219
比率（％）	100	20.3	22.0	30.8	26.9

■精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（令和5年度末現在）

	総数	1級	2級	3級
人数（人）	992	93	656	243
比率（％）	100	9.4	66.1	24.5

資料：障害者福祉課

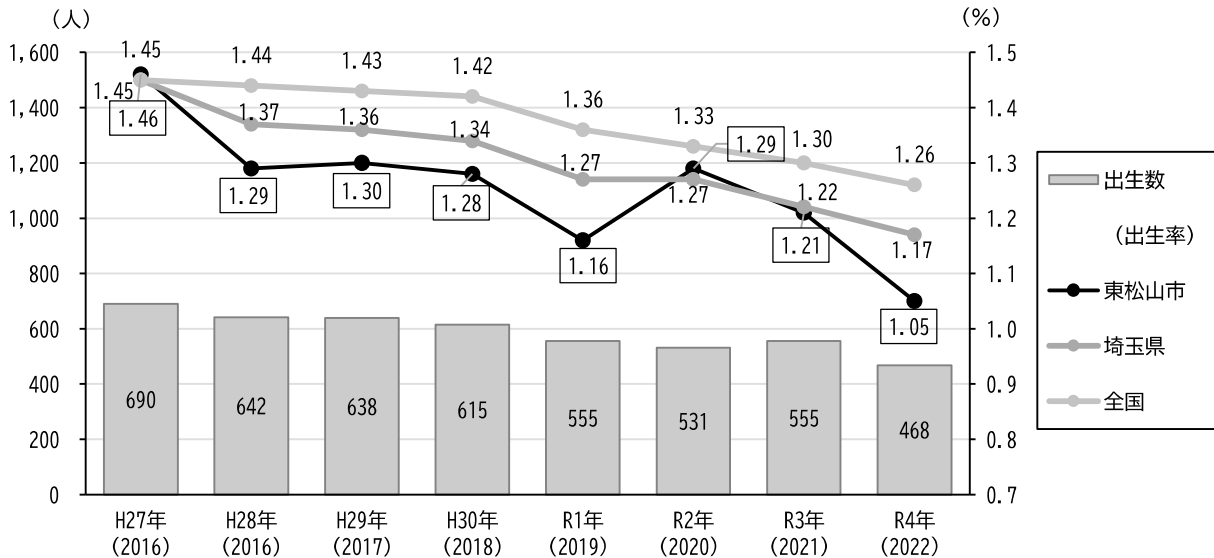
(5) 児童の状況

① 出生数

出生数は減少傾向にあり、令和4年は468人となっています。合計特殊出生率は、増減しつつも減少傾向にあり、令和4年は1.05まで低下し、全国や埼玉県よりも低い値となっています。

市、全国、県のいずれも人口が長期的に増えも減りもせず一定となる出生の水準「人口置換水準」（概ね2.07）を下回り、人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。

■合計特殊出生率及び出生数の推移



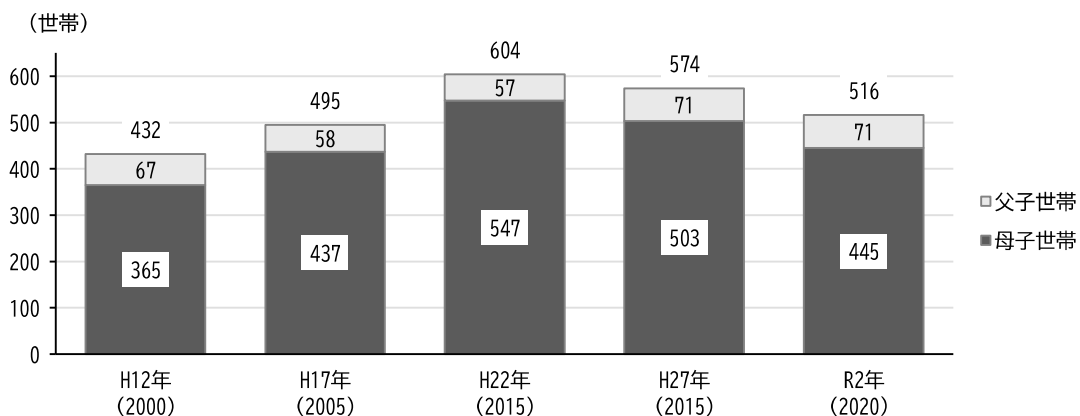
資料：埼玉県保健統計年報

② ひとり親世帯

ひとり親世帯は、平成12年から平成22年にかけて増加したものの、平成27年以降は減少傾向にあり、令和2年は516世帯となっています。

内訳をみると、母子世帯は令和2年は445世帯と平成27年から11.5%減少しています。父子世帯は平成22年までは減少傾向にあったものの、平成27年は増加、その後は横ばいの傾向で令和2年は71世帯となっています。

■ひとり親世帯の推移（各年10月1日現在）

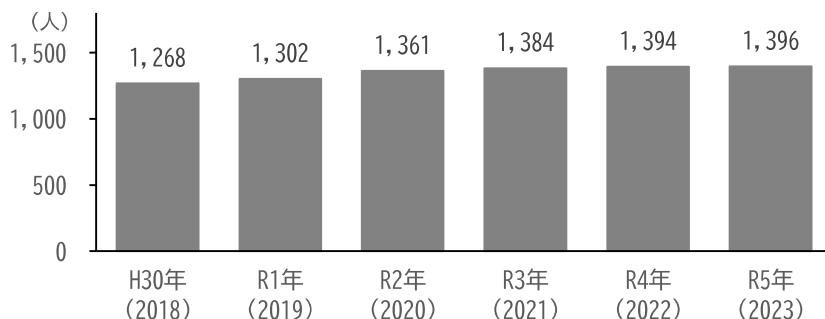


資料：国勢調査

③ 幼稚園・保育園の状況

保育園園児数は、平成30年度以降若干の増加傾向にあり、令和5年度は1,396人となります。年齢別にみると若干の増減があるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

■ 保育園園児数の推移（各年度4月1日現在）



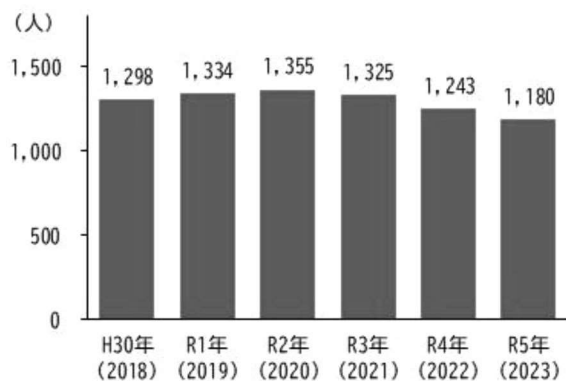
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
園児数	1,268	1,302	1,361	1,384	1,394	1,396
0歳児	74	73	77	74	80	74
1歳児	174	173	200	201	197	201
2歳児	228	235	248	250	248	245
3歳児	262	271	277	295	286	285
4歳児	280	269	286	277	298	293
5歳児	250	281	273	287	285	298

資料：保育課

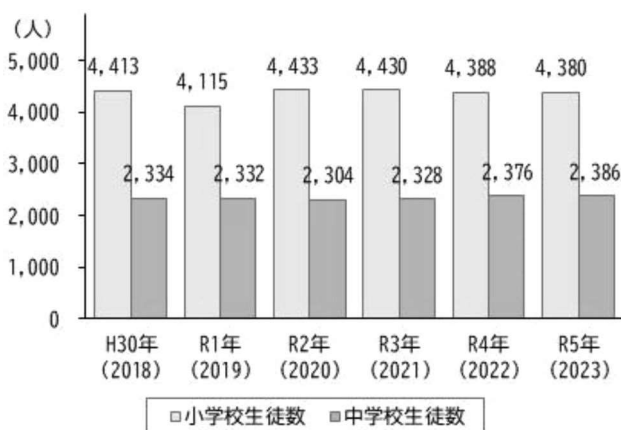
幼稚園園児数は、令和2年以降は減少し、令和5年は1,180人で令和2年から13.0%減少しています。

児童生徒数は、小学校児童数については大きな変化はみられず、令和5年は4,380人で平成30年から0.8%減少しています。中学校生徒数は令和5年は2,386人で22%減少しています。

■ 幼稚園園児数（各年5月1日現在）



■ 児童生徒数の推移（各年5月1日現在）



資料：学校基本調査

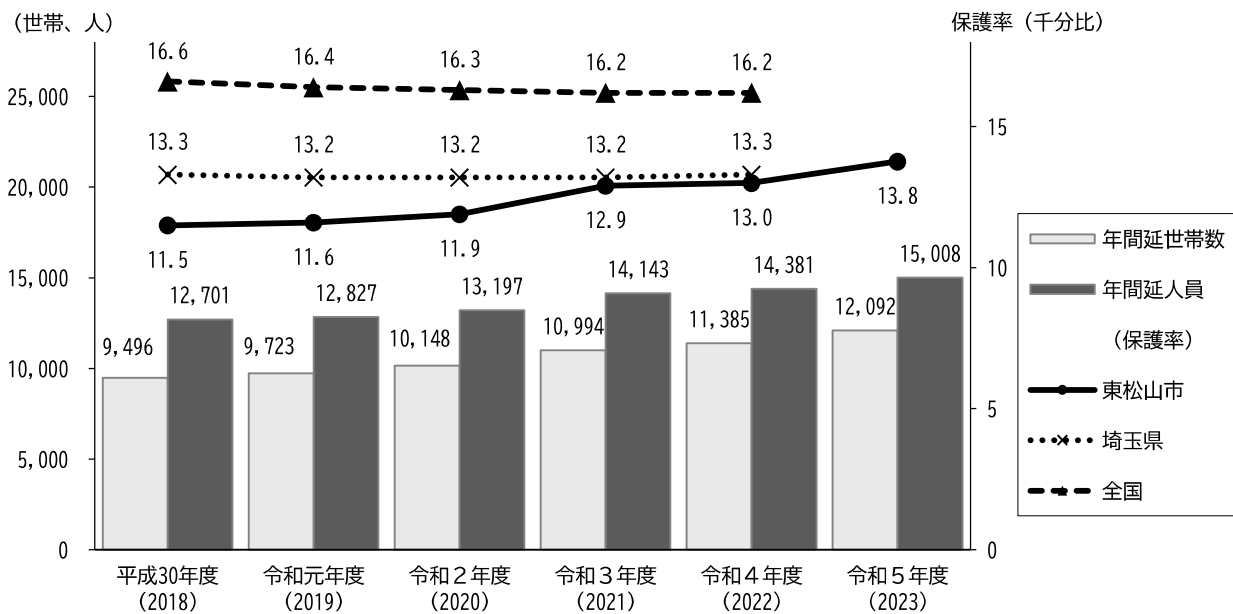
(6) 生活困窮の状況

生活保護については、令和5年度は年間延世帯数が12,092世帯で平成30年度から27.3%増加、年間延人員は15,008人で18.2%増加となっています。総人口に占める保護率（千分比）は全国・県よりも低い水準にあるものの上昇が続いており、令和5年度は13.8‰となっています。

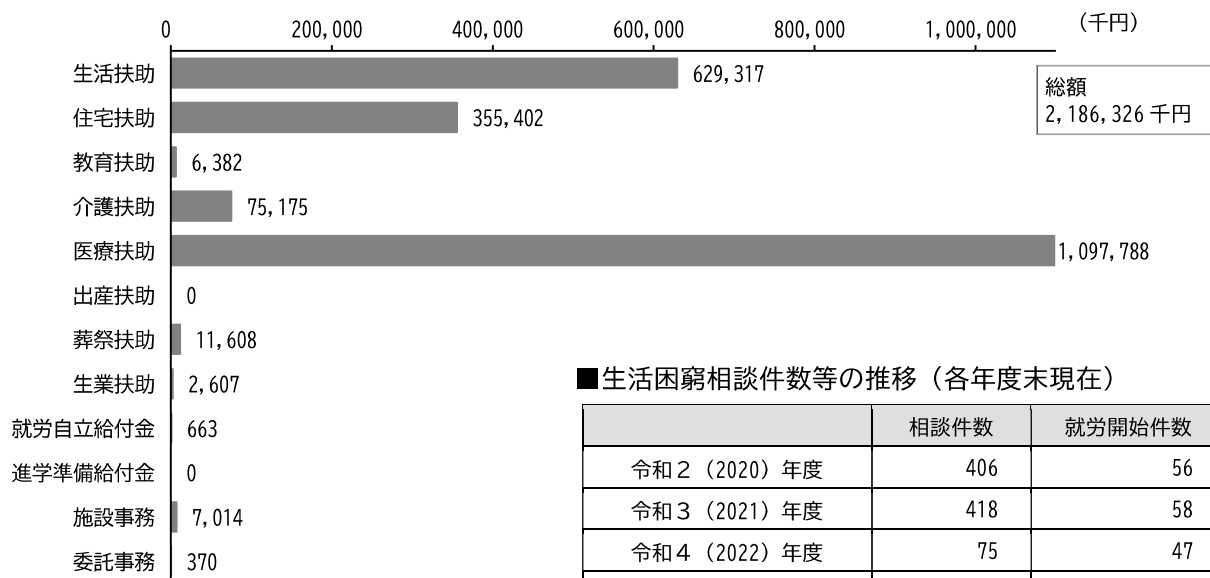
生活保護費の支給額は、令和5年度は総額2,186,326千円となり、保護の種類は医療扶助が1,097,788千円と最も多く、50.2%を占めています。

また、生活保護に至る前の生活困窮者への支援強化として、市は平成27年度から生活困窮者の自立に向けた相談窓口を設けており、令和5年度の相談件数は131件、就労開始件数は33件となっています。

■生活保護受給者数等の推移（各年度末現在）



■生活保護費（保護の種類別）支給額（令和5年度末現在）



資料：社会福祉課

■生活困窮相談件数等の推移（各年度末現在）

	相談件数	就労開始件数
令和2（2020）年度	406	56
令和3（2021）年度	418	58
令和4（2022）年度	75	47
令和5（2023）年度	131	33

(7) その他の相談等の状況

DV等の女性相談は年度ごとに変動があり、令和5年度は相談件数が114件、うち、DV相談は44件となっています。

児童虐待件数は、令和5年度は、平成30年度と比べ1.6倍となっています。

ひきこもりの相談は12件となり、その多くは本人・家族からの相談となっています。

自殺者は、男性が女性を上回る推移を示しています。

■DV等の女性相談（各年度末現在）（件）

	相談件数	うちDV相談
平成30（2018）年度	130	70
令和元（2019）年度	150	79
令和2（2020）年度	219	98
令和3（2021）年度	159	54
令和4（2022）年度	100	63
令和5（2023）年度	114	44

資料：人権市民相談課

■児童虐待件数（各年度末現在）（件）

	児童虐待件数
平成30（2018）年度	196
令和元（2019）年度	211
令和2（2020）年度	316
令和3（2021）年度	301
令和4（2022）年度	299
令和5（2023）年度	310

資料：こども支援課

■高齢者虐待件数（各年度末現在）（件）

	高齢者虐待件数
平成30（2018）年度	48
令和元（2019）年度	49
令和2（2020）年度	60
令和3（2021）年度	36
令和4（2022）年度	58
令和5（2023）年度	49

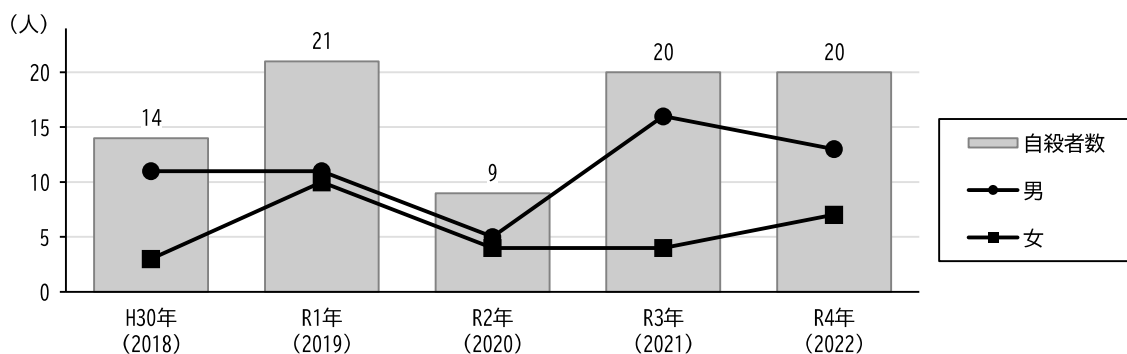
資料：高齢介護課

■ひきこもり相談（年度末現在）（件）

	相談件数	相談経路			
		本人・家族	支援者	職員	その他
令和5（2023）年度	12	8	0	4	0

資料：障害者福祉課

■自殺者数の推移（各年12月末現在）



資料：東松山市自殺対策計画

(8) 地域福祉を支える組織の活動状況

① 東松山市社会福祉協議会

社会福祉協議会は「社会福祉法」により、地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けが明確にされている民間団体です。

東松山市社会福祉協議会では、地域福祉が市民により身近なものとなり、また地域福祉の充実が図れるように、市内7地区に社協支部を設置しています。各支部は、地域の特色を生かした事業や活動等を実施しています。

■各支部の令和5年度の主な事業

松山支部	ふれあいの集い（10月） 地域福祉講演会（3月）
大岡支部	シニアフェスティバル（10月） 三世代交流フライングディスク大会（11月） 一人暮らしのお年寄りとの交流会（3月）
唐子支部	夏のわくわく体験（7月） 健康講座（11月） 落語「天唐亭」（12月）
高坂支部	落語「九十九亭」（9月）、健康講座（2月）
野本支部	挨拶運動推進活動（7～8月） 高齢者と児童とのはがき交換事業（12月） 健康講座（12月）
高坂丘陵支部	ふれあいまつり・敬老会（10月） 落語「ふれあい亭」（12月） 住民向け啓発講座（年2回） 「虹のかけはし」発行（年2回）
平野支部	子育てサロン「ぶらんこ」（毎月） 世代間交流「居場所づくり」（10月）

② 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は地域住民の相談支援など、福祉増進に努めており、市内には152人、うち12人がこども福祉のことを専門的に担当する主任児童委員として活動しています（令和6年5月20日現在）。

活動実績については、令和5年度は総活動日数が23,236日となり、令和3年度から減少傾向にあります。

活動状況別では、相談支援はほぼ横ばいで、令和5年度は2,848件となっています。相談内容としては、「こども」に関連する内容が増加傾向にあり、分野別でみると障害者に関する内容が増加傾向にあります。

その他の活動については、要保護児童の発見の通告・介入が令和3年度は26件、令和4年度は15件、令和5年度は8件となっており、減少傾向にあります。

■民生委員・児童委員の活動状況（各年度末現在）

（件）

相談支援			令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
相談支援 件数	内容別	在宅福祉	151	217	98
		介護保険	117	106	97
		健康・保健医療	416	331	233
		子育て・母子保健	186	268	189
		こどもの地域生活	164	171	103
		こどもの教育・学校生活	268	495	581
		生活費	50	45	51
		年金・保険	32	33	36
		仕事	12	13	4
		家族関係	91	79	76
		住居	44	27	42
		生活環境	204	246	249
		日常的な支援	516	504	486
		その他	617	488	603
		計	2,868	3,023	2,848
	分野別	高齢者に関すること	1,558	1,413	1,297
		障害者に関すること	102	264	249
		こどもに関すること	743	942	880
		その他	465	404	422
		計	2,868	3,023	2,848
その他の 活動件数	調査・実態把握	14,567	16,111	14,802	
	行事・事業・会議への参加協力	2,616	3,602	4,002	
	地域福祉活動・自主活動	10,212	10,738	9,825	
	民児協運営・研修	5,242	5,810	5,129	
	証明事務	186	218	192	
	要保護児童の発見の通告・介入	26	15	8	
訪問回数	訪問連絡活動	12,681	14,073	13,145	
	その他	7,991	8,570	12,112	
連絡調整回数	委員相互	9,863	11,379	10,951	
	その他の関係機関	5,243	5,030	4,386	
総活動日数			23,683	24,098	23,236

資料：社会福祉課

③ ボランティア、市民活動団体（NPO法人を含む）

東松山市社会福祉協議会のボランティアグループに登録している団体数（令和5年度）は67団体、登録者数は58人、夏ボランティアの参加者数は268人となっています。

NPO法人は47団体で、多種多様に展開され、福祉分野においても多岐にわたる活動をしています。

■ ボランティア・NPO法人登録状況（各年度末現在）

	ボランティア			NPO法人 (法人)
	団体数（団体）	登録者数（人）	夏ボランティア（人）	
令和元(2019)年度	101	83	531	38
令和2(2020)年度	91	46	187	39
令和3(2021)年度	79	61	63	42
令和4(2022)年度	70	39	196	43
令和5(2023)年度	67	58	268	47

資料：東松山市社会福祉協議会 埼玉県NPO情報ステーション（埼玉県共助社会づくり課）

④ 自治会加入世帯数

世帯数は増加する一方、自治会加入世帯数は横ばい状態が続いているため加入率は低下し、令和5年度は64.1%となっています。

■ 自治（町内）会加入世帯数

	世帯数（世帯）	加入世帯数（世帯）	加入率（%）
令和元(2019)年度	38,848	26,347	67.8
令和2(2020)年度	39,265	26,373	67.2
令和3(2021)年度	39,770	26,232	66.0
令和4(2022)年度	40,370	26,139	64.7
令和5(2023)年度	40,645	26,050	64.1

資料：地域支援課

⑤ シルバー人材センター

高齢者の就業機会の増大及び高齢者の生活支援の充実を目指して、高齢者の就労を斡旋しています。令和5年度の年度末会員数は623人、就業延人員は67,485人、受託件数は3,434件と減少傾向にあります。

■ シルバー人材センター事業の推移（各年度末現在）

	年度末会員数（人）	就業延人員（人）	受託件数（件）
令和元(2019)年度	668	90,389	4,113
令和2(2020)年度	684	78,734	3,646
令和3(2021)年度	703	76,315	3,633
令和4(2022)年度	652	72,204	3,642
令和5(2023)年度	623	67,485	3,434

資料：シルバー人材センター

2 前計画の取組状況

第二次東松山市地域福祉活動計画では、4つの基本目標に基づき取組を進め、東松山市共通の活動展開として取り組んだ内容については、毎年度東松山市地域福祉計画策定委員会及び活動計画策定委員会合同会議において各年度の評価を行いました。また、東松山市社会福祉協議会では、発展・強化計画を策定し、取組内容の評価・見直しを毎年度実施しています。

それらを基にした、これまでの取組に対する評価や課題のまとめは以下のとおりです。

基本目標 1 つなげる・・・地域社会の多様な主体をつなげる

(1) 地域力の向上

- ・ 支え合いサポート事業利用者への聞き取り等を通じて、現状の課題を把握することができました。
- ・ コロナ禍での自宅でできるボランティア活動の推進により、自宅で活動を行なうボランティアを増やすことができました。
- ・ 会議や研修を通じて、地域福祉コーディネーターの資質向上に努めるとともに、地域福祉コーディネーターが地域での支え合い活動への訪問や取組支援を行うなど、地域の支援体制強化への取組が行えました。
- ・ 地域生活課題の把握やその解決に向けた生活支援コーディネーターとの連携については、更なる取組を行っていく必要があります。

(2) 自治会や民生委員・児童委員、ボランティアなど地域の関係者との連携・協働

- ・ 地域福祉連絡会議や第2層協議体の報告会を通じ、市内の福祉圏域ごとの地域住民による地域福祉活動について、地域福祉活動者間での情報交換・共有及び周知することができました。また、地域ケア会議の開催や参加により、関係機関・団体との連携強化につなげることができました。

(3) 地域福祉に携わる社会福祉法人との連携・協働

- ・ 彩の国あんしんセーフティネット事業を介し、適宜、連携・協働しながら生活困窮者への支援を行いました。
- ・ 地域生活課題の解決に向けた社会福祉法人の連携による新たな社会資源の創出など、社会福祉法人に期待される連携については、進んでおらず、今後、新たな取組の検討が必要となっています。

(4) 市との連携体制の強化

- ・ 地域福祉計画及び活動計画策定委員会を合同開催し、これまでの取組に関する評価方法を統一するなど、連携した取り組みが行えました。
- ・ 各事業の市担当課と社協の各事業の所管課が適宜会議を開催し、情報共有を積極的に行うことができました。

基本目標2 支え合う…多様性を尊重しながら支え合う

(1) 地域活動等への住民参加の促進

- 支え合いサポート事業利用者を対象としたアンケート調査では、支え合いサポート事業の利用に満足、やや満足との回答が9割でした。
- 生活上の困りごととして、外出に関する内容の回答が多数あったため、生活支援コーディネーターをはじめ、関係機関・団体と情報共有し、今後の対応を検討していく必要があります。
- 支え合い活動等に関する情報発信や講座等の開催により、新たな地域活動者の確保ができました。

(2) 支え合い・見守り活動の充実

- 社協支部事業と地区別プランの一体的な推進に向けて、各支部の事業計画に地区プランの内容が明記されるよう働きかけ、令和5年度より全支部の事業計画に明記され、取り組まれるようになりました。
- 地区別サロン懇談会を開催し、サロン運営に関する現状の課題やニーズ等を把握しました。また、把握した課題等から、休止や解散した2地区のサロンに対して、再開に向けた活動支援を行ったほか、大変好評であったボッチャをテーマとしたサロン協力者向けの研修にもつながりました。

(3) 小地域福祉活動の推進

- 地区別サロン懇談会を地域福祉コーディネーターが中心となって開催することにより、社協とサロンの信頼関係の構築が図れました。また、活動内容をサロン間で共有することやサロン協力者研修会を開催したことにより、各サロンの活動内容の充実につながることができました。
- シニアボランティア向け研修会の開催や広報紙の発行を通じて、身近な地域での活躍の場の充実に努めましたが、新型コロナウイルス感染症の影響や周知活動が不十分であったことから、申請者はコロナ禍前の水準の55%に止まりました。
- 地域福祉連絡会議において、支部より新たな役員への地域福祉に関する研修依頼があるなど、支部と事務局との連携強化を図ることができました。

(4) 災害に備えた地域の基盤づくり

- 地域福祉コーディネーターが市主催の研修会や要援護者の避難誘導訓練に参加したことで、非常災害時に備えた対応について学ぶとともに、地域の実情を確認するきっかけとなりました。
- 災害ボランティアの養成研修は、講師の方の意向により、能登半島地震の支援活動を優先することとなったため、予定していた研修会を計画通りに実施することはできませんでした。一方で、市内NPO法人を通じた被災地への物資の支援や埼玉県社会福祉協議会及び他市社会福祉協議会等、関係機関や団体との連携を図ることができました。
- 災害時における職員の認識や対応を統一できるよう研修を実施しました。

基本目標3 育てる…地域福祉活動の担い手を育てる

(1) 互いに尊重し、支え合う意識の醸成

- 福祉活動に関する情報の発信方法について、従来からの方法である広報紙やホームページでの情報発信に加え、LINEを活用した周知を行ったところ、夏のボランティア体験プログラムを中心に若い世代からの反応を多く得ることができました。一方、紙ベースでの情報発信がよいとの声も多く、対象者や目的に合わせた広報活動の工夫を行う必要があります。
- 福祉教育では、障害のある当事者の方に講師を担っていただいたことで、生徒の理解促進が図れました。

(2) 地域福祉を支える人材の確保と育成

- サロン懇談会（7地区）や地域福祉コーディネーターによるサロン訪問を通じ、サロン運営者の高齢化等により、多くのサロンで新たな運営者の確保が喫緊の課題となっていることがわかりました。
- ボランティア活動支援講座として開催した「ボッチャ講習会」後、ボッチャを活動に取り入れるサロンが増加しました。
- シニアボランティア向けの「傾聴講座」をきっかけに、傾聴ボランティア活動につながったケースがありました。

(3) 地域福祉を推進する人材の確保と育成

- 介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修、訪問支援員養成研修を実施しました。
- 研修の開催に当たり、ホームページやSNSを活用した情報発信を行いました。
- 施設の紹介動画を作成し、介護の仕事に関する情報発信を行いました。



地域福祉コーディネーター

地域福祉コーディネーターは、地域で支援の必要な人に寄り添いながら、必要な支援につなげたり、地域住民が主体的に取り組む福祉活動とともに推進する専門職です。

生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーターは、高齢者に対する生活支援や、地域で活躍の場をつくるための協議体の運営などを行い、地域の支え合う仕組みを創り出していく専門職です。

小地域福祉活動

誰もが安心して暮らし続けられる地域をつくるため、住民の自発的な意思に基づき、身近な地域において、それぞれの地域の困り事や心配事などの解決に向けて、みんなで取り組んでいく活動です。

アウトリーチ：働きかけることや、援助すること

さまざまな問題を抱えながらも支援の必要性を自覚していない人や、何らかの事情で相談窓口を訪れることができない人などは、自治体や公的機関による支援を受けられないまま、事態が深刻化してしまうことが多くあります。アウトリーチは、このような自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、地域のネットワークを生かしながら、訪問支援などによる具体的な援助活動を行うことです。

基本目標4 築く…安心して自分らしく暮らせる社会を築く

(1) 福祉サービス必要とする人の支援体制の充実

- ・民生委員・児童委員、介護・障害サービス事業者、地域福祉コーディネーター等が地域生活課題を検討する研修会を開催し、関係者間の連携強化や支援方法の検討を行う機会を設けました。
- ・個別事例についての地域ケア会議開催の他、孤立した状況にある方へのアウトリーチを積極的に実施し、現況を把握するとともに、状況に応じてサービスにつなげることができたケースもありました。

(2) 生活困窮者等への包括的な支援体制の充実

- ・緊急的な生活困窮の状態にある相談者に対し、民生委員・児童委員や関係機関と協働し、応急的な貸付や食糧支援を実施しました。
- ・相談内容や相談者の状態に合わせ、自立相談支援機関やフードバンク、彩の国セーフティネット事業等のつなぎを行い、相談者の生活状態の改善に向けた支援を行うことができました。
- ・こども食堂運営団体との情報交換会や食糧の二次配分を通じ、運営団体の活動を支援することができました。
- ・ヤングケアラー支援については、現時点で支援の仕組みが明確になっていないので、今後、関係機関・団体等と連携した支援の仕組み作りが必要となっています。

(3) 多様な参加・協働による包括的な相談支援体制の整備

- ・地域福祉コーディネーターが地域の活動の場や会議に参加することで、顔の見える関係づくりや地域生活課題の把握につながりました。
- ・社会資源に関する研修や事例検討会の開催など、職員の資質向上に向けた取組を積極的に行いました。

(4) 情報アクセスやコミュニケーション支援の充実

- ・手話奉仕員養成講習会や精神保健福祉ボランティア養成講座、同行援護従事者養成研修を実施し、情報提供にあたる支援者の養成を開催するとともに、各研修終了後には、受講者に対し、ボランティア活動や支え合いサポート事業等の地域活動についての情報を提供し、具体的な活動につなげることができました。

(5) 地域での暮らしを支える権利擁護体制の充実

- ・市と協働し、成年後見制度の先進地視察や市民後見人養成講座に関する検討を行い、令和6年度からの中核機関移行に向けた体制づくりを行いました。
- ・社会福祉協議会による法人後見への取組に関する要望も散見されることから、受任要件や受任体制等について検討する必要があります。

3 課題の整理

本計画においては、東松山市が策定する第三次東松山市地域福祉計画の「課題の整理」で示された内容を踏まえ、第二次計画における地域福祉活動の取り組み状況をもとに、3つの課題に集約しました。

（１）社協支部活動の充実

社会福祉協議会では、平成28年度に唐子地区に初めて地域福祉コーディネーターを配置して以降、平成29年度までに市内7つの福祉圏域すべてに地域福祉コーディネーターを配置しました。地域福祉コーディネーターは、各福祉圏域の様々な活動者等との関係性を築きながら、社協支部の運営支援を中心に小地域福祉活動の推進に取り組んできました。

しかしながら、今回、市が実施したアンケートの「あなたが住んでいる地区で活動する、社会福祉協議会の支部について知っていますか」という設問では、「名前も活動も良く知らない」という回答が53.4%もありました。この結果は、第二次計画策定時に実施した同設問のアンケート結果の49.6%を上回る結果でした。

社会福祉協議会が小地域福祉活動を推進するに当たっては、地域の多様な主体が運営に参加することが重要であり、福祉圏域ごとに様々な活動主体で構成される社協支部が大きな役割を担います。また、社協支部には、地域生活課題の解決に向け、地域住民と連携・協働する地域の社会資源の一つとして大きな期待が寄せられています。

以上のことから、小地域福祉活動の中核を担う社協支部活動の充実に取り組むべき重要な課題であり、その活性化に向けては、より多くの地域住民等が社協支部の取組や地域福祉の推進についての理解深め、その取組への参加・協力へとつなげることができるよう、社協支部の取組を充実させていく必要があります。

（２）介護予防・生活支援体制整備事業の推進

社会福祉協議会では、平成28年度に市より介護予防・生活支援体制整備事業を受託して以来、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域住民が主体となって取り組む地域での支え合い・助け合い活動を推進してきました。

具体的な取組としては、平成28年度にたすけあい推進協議会（第1層協議体）を立ち上げ、全市的なフォーラムや地域勉強会の開催を経て、平成31年3月に第2層協議体が7つの福祉圏域すべてで立ち上がり、それぞれ定期的に協議体を開催し、地域生活課題の抽出及び解決に向けた取組について協議をしてきました。

しかし、この間、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、徐々にその取組が停滞してしまっただ第2層協議体もありました。令和5年度には、7つあった協議体のうち、5つの協議体で一旦解散することが決定するなど、事業開始から8年が経過し、第2層協議体運営における課題も表出してきました。また、第二次計画における介護予防・生活支援体制整備事業に関する評価では、「地域生活課題の解決に向けた新たな社会資源の創出や地域福祉を支える人材の確保・育成に向けた取組において不十分な点もあった」としています。介護予防・生活支援体制整備事業は、地域福祉の推進に資する事業として、地域住民をはじめとした地域の様々な主体が地域生活課題を把握し、連携を図りながら把握された地域生活課題の解決に向けて取り組む事業であり、市の施策としても重要な事業として位置づけられています。

以上のことから、介護予防・生活支援体制整備事業の更なる推進は、重点的に取り組むべき課題であり、更なる推進に当たっては、生活支援コーディネーターが、地域住民をはじめとした地域の様々な主体に対して、これまで以上に連携・協働の機会を増やすための働きかけが重要です。また、地域の支え合い・助け合い活動のみならず、地域の様々な活動の活性化や地域生活課題の解決に向け、新たな地域活動の担い手の確保・育成や社会資源の創出が求められています。

（３）成年後見制度の利用促進に向けた成年後見センター機能の拡充

成年後見制度の利用促進については、成年後見制度利用促進法第 14 条において、「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努める」とされています。市においては、第二次地域福祉計画策定時より、「東松山市成年後見制度利用促進基本計画」を地域福祉計画に内包するなど、成年後見制度の利用促進を地域共生社会の実現に向けた重要な取組として位置づけています。

社会福祉協議会では、これまで実施してきた福祉サービス利用援助事業や法人後見事業に加え、平成 31 年度からは市より成年後見センターの運営を受託し、成年後見制度の啓発や利用支援に取り組んでいます。

主な業務内容としては、成年後見制度の普及啓発、成年後見制度に関する相談と手続き支援、関係機関との連携（弁護士、司法書士の紹介）がありましたが、令和 6 年度からは、市民後見人の養成に関する業務も新たに追加され、地域における権利擁護の中核機関として成年後見センターの機能を強化いたしました。

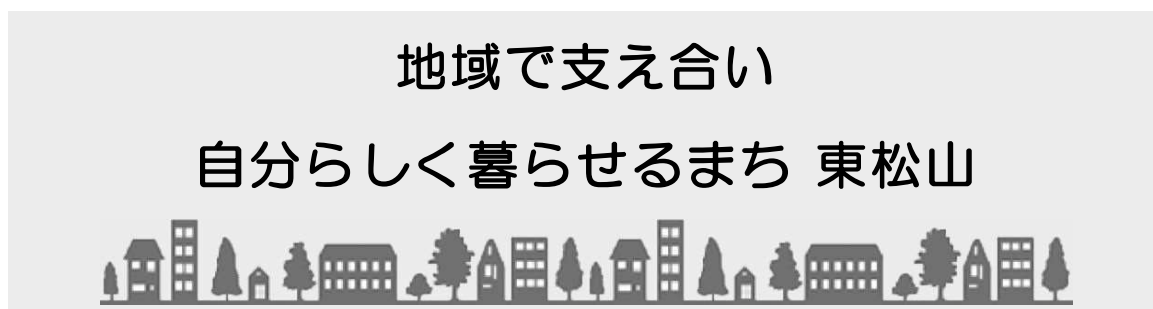
また、令和 6 年 7 月に開催された「東松山市成年後見推進懇談会」の中では、参加する専門職より、成年後見センターが中核機関となったことに対する期待の声を頂いた一方で、関係機関・団体の連携体制の強化に向けた地域連携ネットワークの構築に向け、更なる検討を要するとの意見をいただきました。

以上のことから、これまでの権利擁護支援の取組に加え、地域における権利擁護の中核機関として成年後見センターの機能拡充を図るとともに、権利擁護支援に関わる関係機関・団体等との連携・協働に向けた新たな地域連携ネットワークの構築や市民参加による権利擁護支援の促進に向け市民後見人の養成に取り組むことが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、東松山市が策定した第三次東松山市地域福祉計画と相互に連携して市全体の地域福祉を推進し、地域共生社会の実現を目指すため、基本理念は第三次東松山市地域福祉計画と共有し、以下のとおりとします。



地域福祉活動計画における基本理念は、東松山市が策定する地域福祉計画と基本理念を共有し、平成28年3月に策定した第一次東松山市地域福祉活動計画では「暮らしを支え合い 幸せを育むまち 東松山」と、令和2年3月に策定した第二次東松山市地域福祉活動計画では「地域で支え合う 笑顔で暮らせるまち 東松山」としてきました。

第三次を向かえる本計画においても、第三次東松山市地域福祉計画と一体となってこれまでの計画理念を継承発展させ、年齢や性別、国籍、障害の有無などに関わらず、誰もが住み慣れた地域でともに支え合い、助け合い、尊重しながら、自分らしく暮らし、幸せを感じることのできる地域共生社会の実現を目指します。

地域づくりを行う主体は地域住民一人ひとりです。その一人ひとりが互いに「支え合い」、「認め合い」、また「多様性を尊重する」取組を地域で行い、そうした地域と地域がつながり、また、広がっていくよう、地域住民をはじめ、関係団体、東松山市、東松山市社会福祉協議会などが連携・協働を図りながら地域福祉を推進していきます。

2 基本目標及び重点取組

(1) 基本目標

本計画では、基本理念と同様に、基本目標についても第三次東松山市地域福祉計画と共有し、以下の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 つなげる

つなげる

地域における課題認識の共有と課題解決力の向上のため、地域住民、関係機関・団体、社会福祉法人等をつなげていくとともに、各主体の強みを生かすことができる環境づくりに取り組めます。

<主な取組>

- 社協支部事業
- 地域福祉コーディネーター事業
- 介護予防・生活支援体制整備事業
- サロンの運営支援
- 一般介護予防事業
- 地域自立支援協議会への参画・協働
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 彩の国あんしんセーフティネット事業

基本目標2 支え合う

支え合う

より多くの地域住民や関係団体等に地域生活課題に対する共感を促し、様々な形での地域福祉活動への参加に結びつけ、身近な地域での支え合い・助け合いの仕組み作りを進めます。また、災害時に備えた体制づくりも進めます。

<主な取組>

- 社協会員
- 共同募金
- シニアクラブ連合会事務局
- シニアボランティア支援事業
- 手話通訳者派遣事業
- 支え合いサポート事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 災害ボランティアセンターの運営
- 社協支部事業（再掲）
- 地域福祉コーディネーター事業（再掲）
- 介護予防・生活支援体制整備事業（再掲）
- サロンの運営支援（再掲）

基本目標3 育てる

育てる

子どもたちの健全な育成を進めるとともに、地域に暮らす全世代を対象に学びの機会を提供し、学びを通じて地域福祉の推進を図ります。

また、新たな地域福祉の担い手確保に向けて、対象に合わせた研修メニューを準備し、地域住民をはじめ団体や企業等のボランティア活動の推進と福祉専門職の育成に取り組みます。

<主な取組>

- 福祉教育・啓発活動
- ボランティア・担い手養成講座の開催
- 介護人材養成講座の開催
- 福祉に関する情報発信
- ボランティアセンター事業
- 支え合いサポート事業（再掲）
- シニアボランティア支援事業（再掲）

基本目標4 築く

築く

多様化・複雑化する地域生活課題の解決に向け、福祉専門職と地域住民、また福祉専門職を含む多職種が連携・協働して、包括的且つ総合的な相談・支援体制が構築できるよう取り組みます。

<主な取組>

- 総合相談センターの運営
- 緊急小口資金等貸付事業
- 低所得世帯への給付・助成事業
- こども食堂の運営支援
- ケアラーに関する支援
- 成年後見センター事業
- 法人後見事業
- 福祉サービス利用援助事業
- 社協支部事業（再掲）
- 地域福祉コーディネーター事業（再掲）

(2) 重点取組

本計画では、基本理念や基本目標を踏まえ、地域福祉を推進するために特に重要な取組として、以下の3つの重点取組を設定します。

◆重点取組1 社協支部活動の推進強化

本計画において、重点取組として小地域福祉活動を推進するに当たっては、社会福祉協議会が地域福祉を推進するうえで、最も重要な取組と考えている社協支部事業をその中心に据えて取り組んでいきます。

社協支部では、地域福祉コーディネーターや地域の様々な主体と連携・協働を図りながら、地域住民等が社協支部を理解し、参加・協力したくなるような地域の特徴を生かした活動を行います。また、地域生活課題の解決に向け、地区別プランや介護予防・生活支援体制整備事業と連携して取り組みます。

その他、小地域福祉活動を推進する取組として、地域住民の日常的なつながりの場であるサロン活動の運営支援や地域住民が自主的・継続的に行う一般介護予防事業の充実にむけ、活動者のニーズ把握を定期的に行うなど、活動者が継続して活動できるよう支援していきます。

<関連する取組>

基本目標1 つなげる

施策の方針1 小地域福祉活動の推進（P.38）

- 社協支部事業
- 地域福祉コーディネーター事業
- 介護予防・生活支援体制整備事業
- サロンの運営支援
- 一般介護予防事業



松山支部 ふれあいの集い



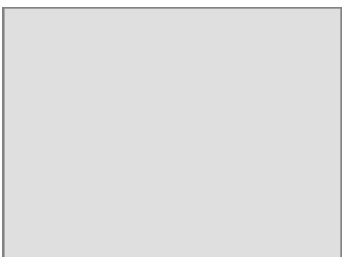
大岡支部 シニアフェスティバル



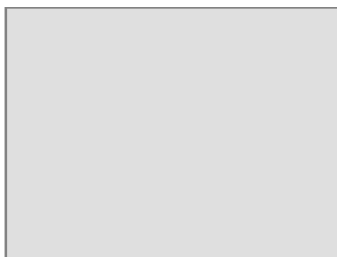
唐子支部 夏のわくわく体験



高坂支部 三世代交流サロン支援



野本支部



高坂丘陵支部



平野支部 夏のお楽しみ会

◆重点取組2 地域における支え合い・見守り活動の推進強化

本計画では、地域における助け合い・見守り活動に関する取組について、全国の多くの主体がその取組の好事例集を発表するなど、全国的な取組となっている状況や、支え合いサポート事業及び介護予防・生活支援体制整備事業に対する地域住民等からの大きな期待などを勘案し、小地域福祉活動の一部ではありますが、重点取組の一つとして捉え、その取組を進めていきます。

具体的には、支え合いサポート事業では、サポーターの確保に向けた取組の強化や利用者・サポーターの多様なニーズを定期的に確認し、改善できる仕組みを作ります。介護予防・生活支援体制整備事業では、地域住民等への働き掛けを強化し、地域生活課題の抽出や解決に向けた取組の検討を市内7つの福祉圏域で実施されるよう取り組んでいくほか、新たな地域活動の担い手確保・養成の取組を強化します。

その他、社協支部事業や地域福祉コーディネーターの取組など、小地域福祉活動の推進で挙げた取組の中でも、住民主体の支え合い・見守り活動の充実につながるよう地域住民等と連携・協働を図りながら進めていきます。

<関連する取組>

基本目標2 支え合う

施策の方針2 地域における支え合い・見守り活動の充実（P.46）

- 支え合いサポート事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 介護予防・生活支援体制整備事業（再掲）
- 社協支部事業（再掲）
- 地域福祉コーディネーター事業（再掲）
- サロンの運営支援（再掲）



支え合いサポート事業

地域の登録サポーターが、地域のちょっとしたお困りごと（買い物、掃除、ゴミ出しなど）のお手伝いをし、地域通貨（ぼたん園）を受け取るしくみです。支え合いサポート事業を通じ、地域住民同士の繋がりの再生や孤立防止、地域の活性化、商業振興を目指して取り組んでいます。

3 施策の体系



第4章 基本目標と取組・事業の展開

例 示

施策の方針ごとに現状と課題を整理

基本目標1 つなげる

基本目標1 施策の方針1 小地域福祉活動の推進

(1) 現状と課題

社会福祉協議会では、市内7つの福祉圏域すべてに社協支部を設置しています。また、平成29年度より、全支部に地域福祉コーディネーターを配置し、各福祉圏域の様々な活動者等と連携・協働を図りながら小地域福祉活動を進めてきました。しかし、現状では、社協支部の活動に関する地域住民の認知度・理解度は高いとは言えません。

本計画において、小地域福祉活動を推進するに当たっては、社協支部の取組を最も重要な取組として捉え、地域住民等が社協支部を理解し、参加・協力したくなるような地域の特徴を生かした活動を行っていくとともに、地区別プランや介護予防・生活支援体制整備事業の取組と連動し、地域生活課題の解決に向けた取組を強化していく必要があります。

その他、小地域福祉活動を推進する取組として、サロン活動の運営支援や一般介護予防事業の充実にむけ、活動者のニーズ把握を定期的に行うなど、活動者が継続して活動できるよう支援する必要があります。

現状と課題を踏まえた今後の地域における活動展開として方向性と、取組にあたって押さえておくべき点

(2) 今後の展開

◆地域で取り組むこと

地域住民が協力して、地域の中で安心して暮らせる地域づくりを行います。

◆取組のポイント

- ・地域住民が小地域福祉活動を理解し、参加・協力できるよう取り組みます。
- ・地域住民が自らの課題を認識するとともに、自分たちで解決するための取り組みを検討し、実施していきます。

計画期間中に推進していく、進捗状況の評価管理を行う取組

(3) 推進していく取組・事業

1	社協支部事業
実施主体	地域住民、自治会、民生委員・児童委員、学校、子ども会、ボランティア団体、シニアクラブ、社会福祉協議会 等
実施内容	・自治会や民生委員・児童委員、地域住民等と協働し、各地区の特徴を生かした様々な地域活動を実施します。 ・地域住民が自分たちのできる範囲で地域の福祉課題を解決できるよう地区別プランを推進していきます。 ・毎年度2回、社協の7支部が集まる地域福祉連絡会議を開催し、各支部における事業の進捗状況や地区別プランの推進状況の確認を行います。

基本目標1 つなげる

基本目標1 施策の方針1 小地域福祉活動の推進

(1) 現状と課題

社会福祉協議会では、市内7つの福祉圏域すべてに社協支部を設置しています。また、平成29年度より、全支部に地域福祉コーディネーターを配置し、各福祉圏域の様々な活動者等と連携・協働を図りながら小地域福祉活動を進めてきました。しかし、現状では、社協支部の活動に関する地域住民の認知度・理解度は高いとは言えません。

本計画において、小地域福祉活動を推進するに当たっては、社協支部の取組を最も重要な取組として捉え、地域住民等が社協支部を理解し、参加・協力したくなるような地域の特徴を生かした活動を行っていくとともに、地区別プランや介護予防・生活支援体制整備事業の取組と連動し、地域生活課題の解決に向けた取組を強化していく必要があります。

その他、小地域福祉活動を推進する取組として、サロン活動の運営支援や一般介護予防事業の充実にむけ、活動者のニーズ把握を定期的に行うなど、活動者が継続して活動できるよう支援する必要があります。

(2) 今後の展開

◆地域で取り組むこと

地域住民が協力して、地域の中で安心して暮らせる地域づくりを行います。

◆取組のポイント

- ・地域住民が小地域福祉活動を理解し、参加・協力できるよう取り組みます。
- ・地域住民が自らの課題を認識するとともに、自分たちで解決するための取り組みを検討し、実施していきます。

(3) 推進していく取組・事業

1	社協支部事業
実施主体	地域住民、自治会、民生委員・児童委員、学校、子ども会、ボランティア団体、シニアクラブ、社会福祉協議会 等
実施内容	・自治会や民生委員・児童委員、地域住民等と協働し、各地区の特徴を生かした様々な地域活動を実施します。 ・地域住民が自分たちのできる範囲で地域の福祉課題を解決できるよう地区別プランを推進していきます。 ・毎年度2回、社協の7支部が集まる地域福祉連絡会議を開催し、各支部における事業の進捗状況や地区別プランの推進状況の確認を行います。

2	地域福祉コーディネーター事業
実施主体	地域住民、社協支部、自治会、民生委員・児童委員、サービス事業者、市、社会福祉協議会 等
実施内容	・地域住民や関係団体等と協働しながら、社協支部の運営及び地区別プランや小地域福祉活動の推進に取り組みます。 ・地域住民の身近な相談窓口機能やアウトリーチ活動を通じ、個別の課題や地域ニーズを的確に把握し、関係機関・団体等と連携・調整を図りながら、課題解決に導けるようコーディネート機能の充実に向けた取組を強化します。 ・関係機関・団体と連携・協働を図りながら、災害時要援護者支援計画の作成を支援します。

3	介護予防・生活支援体制整備事業（市委託事業）
実施主体	地域住民、自治会、民生委員・児童委員、シニアクラブ、サービス事業者、NPO 法人、社会福祉法人、シルバー人材センター、PTA、市、社会福祉協議会 等
実施内容	・地域住民等が参加する第1層協議体及び第2層協議体を開催し、地域生活課題の抽出や解決ができるよう運営・支援します。 ・第1層協議体では、令和7年度中に、これまでに挙げた高齢者の社会参加に関する地域生活課題の整理を行い、令和8年度以降、課題に対する新たな社会資源の創出ができるよう取り組みます。 ・第2層協議体では、令和8年度より全地区で第2層協議体が求められる機能を発揮することができるよう取組を強化します。 ・毎年度、「担い手養成講座」を実施し、地域活動の新たな担い手の確保・育成に取り組みます。

4	サロンの運営支援
実施主体	地域住民、社協支部、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア 等
実施内容	・継続してサロンの運営ができるよう助成金の交付や保険加入手続き支援を行うとともに、運営者の確保及び活動者に対する相談支援体制、ネットワークづくりに取り組みます。 ・サロン代表者間の交流と活性化を目的に、毎年度、サロン代表者会議や地区別の懇談会を開催します。

5	一般介護予防事業（市委託事業）
実施主体	地域住民、ボランティア、サロン、市、社会福祉協議会 等
実施内容	・地域住民が介護予防に関する取組を自主的・継続的に行えるよう介護予防教室や講演会などを開催します。 ・地域住民に介護予防体操を普及するため、介護予防体操指導ボランティア（サポーター）養成研修、サポーターフォローアップ研修会の開催等、サポーターの養成・育成に取り組み、サロンなどにサポーターを派遣します。 ・毎年度、東松山市高齢者保健事業と介護予防事業の一体的な取り組みを地域の居場所等を通じて市内全域で実施し、フレイル予防の啓発を進めます。

基本目標 1 施策の方針 2 地域で活動を行う様々な活動主体との連携・協働

(1) 現状と課題

地域住民が抱える問題は多岐にわたり、また、複数の問題を抱えている事例や、認知症や虐待などの複雑な事例もあります。

こうした多様化・複雑化する問題への対応には、医療や福祉などに関する専門的な知識や、活動実績を有する活動主体が、互いの活動状況を把握・理解するとともに、連携・協力しながら対応することが求められます。

また、多様化・複雑化する問題は、潜在化している場合も多くあります。そのため、日頃から地域住民に寄り添い、地域の課題や困りごとを抱えている地域住民の見守りや相談ごとの対応を行っている自治会や民生委員・児童委員などの活動主体と専門的な知識や活動実績を有する活動主体が連携・協力をしながら対応していく必要もあります。

そのため、地域住民が抱える多様化・複雑化する課題の解決に向け、地域で活動を行う様々な活動主体間の協力関係を強化することが求められます。

(2) 今後の展開

◆地域で取り組むこと

地域で活動を行う様々な活動主体が連携・協働し、地域生活課題の解決を図ります。

◆取組のポイント

- ・地域で活動を行う多様な主体が互いに理解し、協力して取り組めるように推進します。
- ・地域福祉コーディネーター及び生活支援コーディネーターが福祉課題の解決に導くつなぎ役としての機能を強化します。

(3) 推進していく取組・事業

1	地域自立支援協議会への参画・協働
実施主体	地域住民、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、小中学校、支援学校、医療機関、市、社会福祉協議会 等
実施内容	・関係機関・団体等が相互に障害者等への適切な支援や支援体制に関する情報を共有し、緊密化を図るとともに、支援体制の整備に向けた協議を進めます。 ・地域自立支援協議会の各プロジェクト、連絡会のなかで他機関と協働しながら課題について解決していきます。 ・地域自立支援協議会の取り組みや成果について広く発信することで地域や関係機関のネットワーク促進を図ります。 ・令和7年度中にこれまで把握した地域の課題やニーズについて協議会へ報告し、翌年度以降には必要な社会資源等の提案を行います。

2	在宅医療・介護連携推進事業（市委託事業）
実施主体	地域住民、比企医師会、医療・介護サービス事業者、比企地区9市町村（東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村）、社会福祉協議会 等
実施内容	・在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援体制の構築に取り組みます。 ・制度や仕組みについて、地域住民・医療従事者・介護従事者に広報活動を継続します。 ・在宅医療と介護の更なる連携推進に向けた取組として、本事業の将来的な実施主体について、比企地区9市町村と協議を継続します。

3	彩の国あんしんセーフティネット事業
実施主体	地域住民、社会福祉法人、市、社会福祉協議会 等
実施内容	・彩の国あんしんセーフティネット事業の会員施設である社会福祉法人と連携・協働し、生活困窮者の生活再建に向けた支援やアウトリーチ活動による生活課題の把握に努めます。 ・毎年度1回、彩の国あんしんセーフティネット事業の会員施設、東松山市の関係部署、埼玉県社会福祉協議会等の関係機関が参加する「東松山市彩の国あんしんセーフティネット事業連絡会」を開催し、関係機関の連携強化や地域生活課題の解決に向けた情報共有や検討を行います。

4	社協支部事業（再掲）
---	------------

5	地域福祉コーディネーター事業（再掲）
---	--------------------

6	介護予防・生活支援体制整備事業（再掲）
---	---------------------



令和6年度第1回 在宅医療・介護連携推進協議会の様子

地域自立支援協議会の様子

基本目標2 支え合う

基本目標2 施策の方針1 社会参加の促進

(1) 現状と課題

地域住民同士が、お互いに支え合うことができるような地域づくりを進めていくためには、地域住民自身が地域に関心を持ち、地域を理解し、各々が自身のできる範囲で積極的に地域と関わることが重要です。

しかし、近年、地域のつながりは希薄化し、住民生活が多様化する中で、地域と距離を置きたいと考える人も増えてきています。

社会福祉協議会では、地域住民が地域と関わる機会を増やしていくための取組として、「基本目標1 つなげる」で挙げた取組を行うほかに、シニアクラブ連合会の事務局業務やシニアボランティア支援事業を実施しています。加えて、聴覚障害者のための手話通訳者派遣事業をはじめとした情報入手が困難である障害者の暮らしを支えるための取組も行っており、今後もこれらの地域住民が地域と関わる機会を増やしていくための取組を継続・発展させていく必要があります。

また、自治会や民生委員・児童委員などの組織より、多大な協力をいただきながら実施している社協会費や共同募金のような寄付・募金活動も地域福祉活動への参加方法の一つです。これらの寄付・募金活動に加え、企業や団体、個人の方からの寄付・募金は、社協支部の活動助成金をはじめとした地域福祉推進のための大切な財源となっています。

しかしながら、自治会の加入率の低下などが影響し、寄付や募金の実績額は年々減少する傾向にあります。

そのため、このような寄付・募金活動も地域福祉活動への参加方法の一つである旨を地域住民等に広く周知するなど、寄付や募金を通じて福祉のこころを育んでいけるような取組も強化していく必要があります。

(2) 今後の展開

◆地域で取り組むこと

地域住民等が主体的に地域の様々な活動に参加できるよう取り組みます。

◆取組のポイント

- ・地域住民が、地域に関心を持つきっかけとなるような取組を検討し、実施していきます。

(3) 推進していく取組・事業

1	社協会員
実施主体	地域住民、社協支部、自治会、企業・団体 等
実施内容	・会員加入の趣旨や目的、使途などについて、一層のPRを行い社協活動に賛同いただけるよう取り組みます。 ・令和7年度より、SNS等を活用した啓発を強化し、社協の認知度の向上に取り組むとともに、若い世代や現役世代など幅広い世代が社協の活動に参加しやすい仕組みを整えます。

2	共同募金
実施主体	地域住民、自治会、民生委員・児童委員、学校、商工会、企業・団体、社会福祉法人、社会福祉協議会 等
実施内容	- 埼玉県共同募金会東松山市支会の事務局として、東松山市自治会連合会や東松山市民生委員児童委員協議会連合会などの協力を得て、「赤い羽根共同募金運動」及び「歳末助け合い募金運動」を実施します。 - 募金の趣旨や目的、使途などについて、一層の事業PRを行い、漸減傾向にある募金額の維持・増額に向けて取り組みます。 - 街頭募金、学校募金、職域募金、個人募金を対象としたキャッシュレス等のオンライン上での募金運動について、令和7年度中に具体的な検討を進め、令和8年からの実施につなげます。

3	シニアクラブ連合会事務局
実施主体	地域住民、シニアクラブ、市、社会福祉協議会 等
実施内容	- 会員獲得に向け、シニアクラブの関係者や行政等と協働し、地域住民に対するシニアクラブの啓発を行います。 - 会員相互の交流や活動の活性化を目的に、全単位クラブを対象とした研修会や催しを毎年度実施します。

4	シニアボランティア支援事業（市委託事業）
実施主体	地域住民、サービス事業者、市、社会福祉協議会 等
実施内容	- 高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献や自身の介護予防に取り組むことができるよう行政等と協力し、シニアボランティアポイント制度の普及や利用促進に取り組みます。 - 継続してボランティア活動が継続できるようシニアボランティアを対象とした研修会を毎年度開催します。

5	手話通訳者派遣事業（市委託事業）
実施主体	地域住民、東松山市聴覚障害者会、東松山手話サークル、市、社会福祉協議会 等
実施内容	- 手話通訳者の派遣を通じて、聴覚障害者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。また、聴覚障害者の社会参加を促進します。また、令和5年年度に開始された遠隔手話サービスについて、令和7年度に再度周知し、円滑に活用できるように取り組みます。 - 令和7年度中に聴覚障害者に必要な意思疎通支援が地域で継続的に得られるよう関係団体等と協働し、手話通訳者人材の獲得に努めます。 - 情報を得ることに困難を有する聴覚障害者に対し、毎年度4回通信や懇談会等で情報を発信します。

6	社協支部事業（再掲）
---	------------

7	介護予防・生活支援体制整備事業（再掲）
---	---------------------

8	サロンの運営支援（再掲）
---	--------------

基本目標2 施策の方針2 地域における支え合い・見守り活動の充実

(1) 現状と課題

地域では、少子高齢化の進行や家族形態の変化、また、引きこもりや生活困窮、虐待、8050問題など、ちょっとした日常生活の支援や見守りを必要とする世帯が増えています。そのため、地域における見守り・支え合い活動の推進は必要な取組であり、全国で多くの主体がその取組の好事例集を発表するなど、全国的な取組となっています。

社会福祉協議会では、支え合いサポート事業や子育て世帯訪問支援事業、介護予防・生活支援体制整備事業、社協支部及びサロンの運営支援など、地域を基盤とした支え合い・見守りの仕組みづくりを行っています。

また、地域では自治会・町内会や民生委員・児童委員による活動、子ども見守り隊などボランティア団体による自主的な取組も行われています。

このように、地域では支え合い・見守り活動が様々な主体により進められていますが、これらの取組を継続するうえで、活動の担い手となる人材の不足が課題となっています。また、ニーズが多様化する中で、ニーズに対応するための新たな日々の生活を支えるためのサービスの創出も求められています。

そのため、地域住民等と連携・協働を図りながら、新たな地域活動の担い手確保・養成の取組や新たな地域生活課題の抽出及び解決に向けた検討を強化していく必要があります。

(2) 今後の展開

◆地域で取り組むこと

地域住民等が連携・協働を図りながら、地域での支え合い・見守り活動を推進します。

◆取組のポイント

- ・地域で活動する様々な活動主体が連携・協働を図りながら、新たな地域活動の担い手確保・養成や新たな地域生活課題の抽出・解決に向けた取組を強化します。



子ども見守りボランティア 正式名称：子ども見守り隊

各ボランティア団体が、小学校への登校時や下校時に子どもたちが事故にあわないように見守り活動を行っています。

各ボランティア団体は子ども見守り隊として市（地域支援課）に名簿を提出し、登録すると、保険への加入、ベストや腕章、帽子が支給され、活動にあたっています。

(3) 推進していく取組・事業

1	支え合いサポート事業（市助成事業）
実施主体	地域住民、商工会、市、社会福祉協議会 等
実施内容	・ 支援を必要とする方が地域で安心して暮らし続けることができるよう高齢者や障害者などを対象に、ゴミ捨てや電球の交換など、日常生活でのちょっとした困りごとを解決するため、地域の支え合いサポーター（ボランティア）派遣のコーディネートを行います。 ・ 小地域単位での支え合いサポーター懇談会の開催や、利用されている方への調査を定期的実施し、支え合いサポート事業における「支え手」「受け手」双方のニーズを把握するとともに、把握したニーズを事業の改善につなげます。 ・ 支え合いサポーターの活動継続や確保につながるよう事業の啓発や研修会を毎年度実施します。
2	子育て世帯訪問支援事業（市委託事業）
実施主体	地域住民、民生委員・児童委員、市、社会福祉協議会 等
実施内容	・ 一般の子育てサービスを利用することが難しい家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事や子育て等の支援をします。 ・ 関係機関・団体と連携を図りながら、適切な支援を実施することで、対象者の家庭環境を整えられるように取り組みます。
3	介護予防・生活支援体制整備事業（再掲）
4	社協支部事業（再掲）
5	地域福祉コーディネーター事業（再掲）
6	サロンの運営支援（再掲）



大岡地区 上郷サロン



高坂地区 大黒部サロン

基本目標2 施策の方針3 災害に備えた地域の基盤づくり

(1) 現状と課題

近年多発している地震や台風等による大規模な自然災害は、各地に甚大な被害をもたらし、東松山市においても、令和元年10月に発生した東日本台風では未だかつてない大規模な自然災害を経験しました。市では、地域における災害対策として、「東松山市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」が策定されるなど、地域に根差した防災活動に取り組み、社会福祉協議会では、災害時に災害ボランティアセンターが機能的に運営できるよう取り組んでいます。災害はいつ、どこで発生するかわからず、また、規模も私たちの想定を超える場合もあります。災害自体を防ぐことはできないものの、対応により被害を軽減することは可能であると考えています。

そのため、災害時に備え、市との役割分担の明確化など連携体制の向上に取り組むとともに、自治会や民生委員・児童委員、NPO法人、ボランティア、企業などと、日頃から顔の見える関係づくりを進めていく必要があります。

加えて、市が進める災害発生時における地域の共助の支援体制構築に向けた取組に、自治会や民生委員・児童委員などとともに、協力していく必要があります。

(2) 今後の展開

◆地域で取り組むこと

災害時における地域の共助の支援体制の構築に向けて取り組みます。

◆取組のポイント

- ・災害ボランティアセンターの運営体制の向上に向けた取組や災害ボランティアの育成などに取り組みます。
- ・避難行動要支援者個別避難計画の作成に協力します。

(3) 推進していく取組・事業

1	災害ボランティアセンターの運営
実施主体	地域住民、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、市、社会福祉協議会 等
実施内容	・災害ボランティアセンター設置時に運営を円滑に進めるため、日頃からの地域の見守り活動、関係機関・団体等との連携、災害ボランティア活動に関する講座の開催などを通じて災害時の支え合い・助け合いの大切さについて普及啓発を図るとともに、災害ボランティアの養成に取り組みます。 ・毎年度、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の見直しや災害時に必要となる資機材の確認・入れ替えを行います。 ・令和7年度に災害支援団体や行政等と連携し、地域における災害ボランティアネットワークの構築に取り組みます。
2	地域福祉コーディネーター事業（再掲）

基本目標3 育てる

基本目標3 施策の方針1 地域福祉活動の担い手の確保・育成

(1) 現状と課題

地域福祉活動を進めていくうえで、その主役となるのは地域住民であり、地域住民の地域福祉活動への参画は必要不可欠なものです。地域での様々な活動を活発にし、地域における福祉体制の構築に向けては、ボランティアやNPO法人、福祉関係事業者など、地域の様々な主体が積極的に関わっていくことが求められます。

社会福祉協議会では、福祉教育・啓発活動やボランティア・担い手養成講座及び介護人材養成講座の開催などの取組を行っていますが、地域福祉活動の担い手の高齢化や後継者の不足、また福祉サービスを提供する専門性の高い福祉人材の不足が深刻化しており、これまで取り組んできた活動の継続が難しくなることもあります。

そのため、地域福祉活動の担い手の確保・育成に向けた取組については、地域住民等に様々な地域活動への興味・関心をもっていただけるような情報発信を強化していくとともに、地域の様々な活動主体との連携を深めながら、各種養成講座等の内容を充実させていく必要があります。また、新たな活動者がその活動を継続していくための支援を充実させていくことも重要です。

(2) 今後の展開

◆地域で取り組むこと

情報発信を強化するとともに、担い手確保・育成の取組の充実を図ります。

◆取組のポイント

- ・地域福祉に関する情報発信を強化します。
- ・各種養成講座等の充実を図ります。

(3) 推進していく取組・事業

1	福祉教育・啓発活動
実施主体	地域住民、学校、ボランティア、市、社会福祉協議会 等
実施内容	・市内小中学校での福祉教育を通じ、福祉に関する学びの場を提供し、子どもたちの福祉の心を育みます。 ・「聴覚障害者の理解」をテーマとした新たな福祉教育のプログラムの開始に向け、令和7年度より関係団体と連携を図りながら取り組みを進めます。 ・きらめき出前講座や地域の様々な活動の場を活用し、積極的に地域活動を紹介するとともに、地域で行われている様々な活動への協力・参加を促します。

2	ボランティア・担い手養成講座の開催
実施主体	地域住民、ボランティア団体、自治会、民生委員・児童委員、市、社会福祉協議会 等
実施内容	・ボランティア活動への理解ときっかけづくりを目的とした講座をはじめ、具体的な活動を学び、体験する講座等を開催します。 ・ボランティアや福祉の領域に捉われず、暮らしに役立つ内容など地域ニーズに触れることができる講座を開催し、受講者の興味・関心ごとをきっかけに地域活動へつながるよう取り組みます。 ・若い世代を含めた地域住民の福祉活動のきっかけづくりとなるよう毎年度、夏のボランティア体験プログラムを実施します。 ・受講後、実際の活動につながるようボランティア団体等と連携し、活動の受け皿に関する情報を提供します。

3	介護人材養成講座の開催
実施主体	地域住民、市、サービス事業者、社会福祉協議会 等
実施内容	・市やサービス事業者と連携し、研修内容の充実等に努め、地域における介護人材の創出のため、養成講座等を開催します。 ・SNS等での広報活動や福祉教育などを通じて、福祉職の魅力を伝える情報発信をしています。

4	福祉に関する情報発信
実施主体	地域住民、ボランティア団体、自治会、民生委員・児童委員、シニアクラブ、企業、市、社協支部、社会福祉協議会 等
実施内容	・社協の活動や事業の紹介を社協公式ホームページに掲載するとともに、より幅広い世代に対し、迅速な情報発信が行えるよう令和7年度より新たにYouTube、LINE、Xなどを活用した啓発を行います。 ・隔年度毎に「地域福祉なるほどミニ辞典」を発行し、地域福祉活動に関する周知を行います。 ・毎年度3回、社協だより「すまいる&ピース」を発行し、福祉に関する情報発信を行うことにより、地域活動への参加・協力者増加につなげていきます。



夏のボランティア体験プログラム ポッチャ体験



ソーナタイム ボランティア

基本目標3 施策の方針2 ボランティア活動の推進

(1) 現状と課題

社会福祉協議会では、ボランティアセンターを設置し、ボランティアの募集や活動支援などを実施しています。地域では、福祉に関する活動を行うグループ・団体等が多数あり、それぞれが目的を持って活動しています。

しかしながら、地域ではボランティアの高齢化や登録者・団体数の減少などの課題が挙げられており、地域からボランティアに求められる期待の高まりに対し、その担い手の確保が追い付かないという状況があります。また、地域生活課題は多岐に渡っており、ボランティア間の横の連携の必要性も高まっています。

そのため、ボランティア活動者がその活動を継続して行えるよう、ボランティアコーディネート機能を充実させていくとともに、研修会等の実施により活動を支援していく必要があります。

(2) 今後の展開

◆地域で取り組むこと

ボランティア活動の促進に向け、活動者への支援の充実を図ります。

◆取組のポイント

- ・ボランティアコーディネート機能の充実に向けて取り組みます。
- ・研修会等を実施し、活動者の支援を行います。

(3) 推進していく取組・事業

1	ボランティアセンター事業（県社協助成事業）
実施主体	地域住民、ボランティア（団体）、自治会、民生委員・児童委員、シニアクラブ、サロン、学校、サービス事業者、社会福祉協議会 等
実施内容	・地域におけるボランティア活動の活性化に向け、ボランティアニーズに係る情報収集を定期的に行います。 ・ボランティアセンターの適正な運営に向け、東松山市ボランティアセンター運営委員会を定期的を開催します。 ・ボランティア団体やその活動を支援するための助成を行います。 ・広報紙やホームページ、SNSなどを活用し、幅広い年齢層へのボランティア活動の理解・啓発につながるPR・情報発信を行います。

2	支え合いサポート事業（再掲）
---	----------------

3	シニアボランティア支援事業（再掲）
---	-------------------

基本目標4 築く

基本目標4 施策の方針1 包括的な相談・支援体制の構築

(1) 現状と課題

近年、地域で生活を行っていくうえで、地域住民が抱えている諸問題の特徴として、高齢や障害、子ども、生活困窮、ひきこもり等の多様な課題が複合的に発生し、自分や家族だけでは解決できず、また、一つの相談窓口だけでは対応しきれない状況があります。

社会福祉協議会では、総合福祉エリアの総合相談センターにおいて、高齢者や障害児・者、家族を対象とした相談業務を一元化し、多様な相談を24時間365日受け付けられる体制をとっています。また、身近な地域の相談窓口として松山地区を除く6地区の市民活動センターに地域福祉コーディネーターを配置（松山地区では、市民福祉センターに地域福祉コーディネーターを配置）するなど、包括的な相談支援体制の整備に取り組んでいます。

近年の地域住民が抱える多様化・複合化する諸問題の解決に当たっては、多分野の相談支援機関によるネットワークを構築し、充実させていく必要があります。また、日頃から地域生活課題を共有し、連携を深めていく必要があります。

(2) 今後の展開

◆地域で取り組むこと

多分野の相談支援機関による包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。

◆取組のポイント

- ・総合相談センターや地域福祉コーディネーターによる身近な相談窓口としての機能を強化します。
- ・多分野の相談支援機関によるネットワークの構築と機能の充実に取り組みます。

(3) 推進していく取組・事業

1	総合相談センターの運営（市指定管理事業）
実施主体	地域住民、民生委員・児童委員、サービス事業者、市、社会福祉協議会 等
実施内容	・障害者相談事業・地域包括支援センター事業・介護予防事業・手話通訳派遣事業・居宅介護支援事業を一体的に運営し、制度による縦割りではなく、また、障害の種別で分けることなく、相談支援やケアマネジメントを行います。 ・利用者の個別課題解決への取り組みを通じて、民生委員・児童委員や行政、福祉サービス事業所と連携し、地域課題の解決に取り組みます。 ・地域の身近な相談窓口である民生委員・児童委員や地域福祉コーディネーター等と研修会等を実施し、相談支援体制の強化を図ります。 ・支援がとどきにくい地域住民に対し、アウトリーチ活動により、適切な相談支援を行います。

2	緊急小口資金等貸付事業（一部県社協委託事業）
実施主体	地域住民、民生委員・児童委員、市、社会福祉協議会 等
実施内容	・病気や離職などにより一時的に生活資金を必要とする世帯に対し、地域の民生委員と連携をしながら資金の貸付を行うことにより、世帯の自立や生活の安定を図ります。 ・自立相談支援機関主催の支援調整会議への参加や生活困窮者支援にあたる関係機関との情報交換や事例検討の実施により、複合的な課題を持つ相談者や世帯に対し、包括的な支援が行えるよう取り組みます。 ・貸付や他の制度では対応できない一時的な生活困窮な状態にある方に対する食糧支援を行政や関係機関と連携しながら実施します。また、毎年度、フードドライブを実施し、生活困窮者支援に活用します。

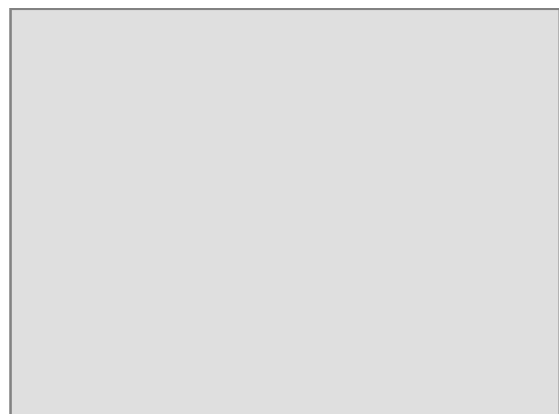
3	低所得世帯への給付・助成事業
実施主体	地域住民、幼稚園・保育園、学校、商工会、市、社会福祉協議会 等
実施内容	・毎年度1回、市内在住で世帯の収入が一定水準以下であるひとり親世帯に、養育している児童数に応じて東松山地域通貨（共通商品券）を歳末たすけあい募金配分金を原資に給付します。 ・毎年度1回、市内在住で世帯の収入が一定水準以下である世帯の中学3年生・高校3年生の進学のための入学検定料を歳末たすけあい募金配分金を原資に助成します。

4	地域福祉コーディネーター事業（再掲）
----------	---------------------------

5	介護予防・生活支援体制整備事業（再掲）
----------	----------------------------

6	地域自立支援協議会への参画・協働（再掲）
----------	-----------------------------

7	在宅医療・介護連携推進事業（再掲）
----------	--------------------------



基本目標4 施策の方針2 孤独・孤立の予防と対策

(1) 現状と課題

単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など、社会構造の変化により、家族や地域、会社などにおける人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況にあります。

加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しています。今後も単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されており、地域において孤独・孤立の予防と対策を実施することが求められています。

社会福祉協議会では、こども食堂の運営支援や市が行っているケアラー支援に向けた市内のネットワークに参加しています。

今後も、市をはじめとした関係機関・団体との連携を強化し、孤独・孤立に陥っても支援を求めやすい地域づくりや状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築が必要となっています。

(2) 今後の展開

◆地域で取り組むこと

支援を求めやすい地域づくりや切れ目のない相談支援体制の構築に取り組みます。

◆取組のポイント

- ・孤独・孤立は誰にでも起こりうる身近な問題であるという社会認識の醸成に努めます。
- ・関係機関・団体との連携強化により、支援者及び被支援者への相談・支援体制の充実に努めます。

(3) 推進していく取組・事業

1	こども食堂の運営支援
実施主体	地域住民、ボランティア、NPO 法人、市、社協支部、社会福祉協議会 等
実施内容	・こども食堂に対する助成金の情報提供や寄付物品等の配分を通じ、こども食堂運営団体の支援を行います。 ・毎年度1回、こども食堂運営団体間のネットワーク構築や情報交換のため、こども食堂情報交換会を開催します。また、「こどもの居場所マップ」を作成・活用し、こども食堂や居場所に関する周知を行います。

2	ケアラーに関する支援
実施主体	地域住民、民生委員・児童委員、学校、市、社会福祉協議会 等
実施内容	・関係機関のネットワークの構築・連携強化により、支援を必要とするケアラーに対する気づきや支援体制づくりが推進するよう取り組みます。 ・毎年度、埼玉県のケアラー月間に合わせ、「ケアラー支援」に関する啓発を行います。

3 社協支部事業（再掲）

4 地域福祉コーディネーター事業（再掲）

5 総合相談センターの運営（再掲）



令和6年度こども食堂情報交換会の様子

基本目標4 施策の方針3 地域での暮らしを支える権利擁護支援の充実

(1) 現状と課題

社会福祉協議会では、これまで実施してきた福祉サービス利用援助事業や法人後見事業に加え、平成31年度からは市より成年後見センターの運営を受託し、成年後見制度の啓発や利用支援に取り組んでいます。また、令和6年度からは、市民後見人の養成に関する業務も新たに追加され、地域における権利擁護の中核機関として成年後見センターの機能を強化いたしました。

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、障害者の親亡き後の問題などにより、今後、権利擁護サービスの利用ニーズも増えてくることが想定されます。

そのため、これまでの権利擁護支援の取組に加え、地域における権利擁護の中核機関として成年後見センターの機能拡充を図るとともに、権利擁護支援に関わる機関・団体等との連携・協働に向けた新たな地域連携ネットワークの構築や市民参加による権利擁護支援の促進に向け市民後見人の養成に取り組むことが求められています。

(2) 今後の展開

◆地域で取り組むこと

権利擁護支援体制の充実を図ります。

◆取組のポイント

- ・成年後見センターの機能拡充を図ります。
- ・権利擁護支援に関わる機関・団体等との新たな地域連携ネットワークが構築できるよう取り組みます。
- ・市民後見人の養成に取り組みます。

(3) 推進していく取組・事業

1	成年後見センター事業（市委託事業）
実施主体	地域住民、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）、家庭裁判所、医療機関、地域包括支援センター、サービス事業所、民生委員・児童委員、市、社会福祉協議会 等
実施内容	・尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加が図れるよう権利擁護支援を行います。 ・権利擁護支援に関する地域連携ネットワークの構築に向け、令和7年度中に行政や関係機関との協議を行い、令和8年度より権利擁護に関する協議会や地域連携ネットワークを通じた制度の促進が図れるよう取り組みます。 ・地域における権利擁護の担い手の育成として、令和7年度に市民後見人養成講座の実践編を開催します。併せて市民後見人養成講座受講者の地域における育成プログラムや活躍の場について、行政や関係機関と連携した検討や整備を行います。

2	法人後見事業
実施主体	地域住民、成年後見センター、法人後見実施団体、法律関係機関、社会福祉協議会 等
実施内容	・成年後見センターや権利擁護支援に関わる団体等と連携し、長期的な支援や組織的な支援が必要な方について、法人後見の受任が行える体制を整えます。 ・市民後見人養成講座受講後の市民の活動の場の一つとなるとともに、地域住民による寄り添い型の後見業務が行えるよう法人後見の受任体制の充実を図ります

3	福祉サービス利用援助事業（県社協委託事業）
実施主体	地域住民、サービス事業者、地域包括支援センター、社会福祉協議会 等
実施内容	・判断能力に不安のある方が、地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を支援します。 ・平成31年に設置された東松山市成年後見センターと連携し、成年後見制度を必要とする市民が円滑、適切に本事業を利用できるよう事業内容や具体的な支援についての広報、周知を行います。 ・新たな地域活動の担い手の活動先として、地域住民の社会参加を支援できるよう取り組みます。



成年後見センター主催
「令和6年度 市民後見人養成講座（基礎編）」の様子

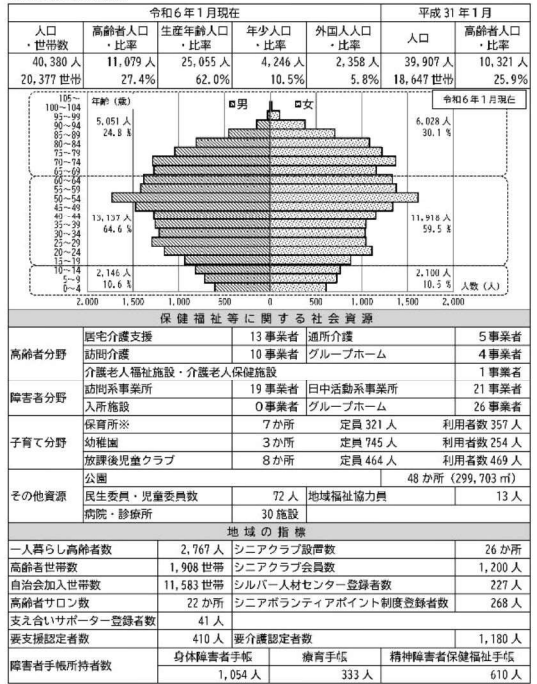
第5章 地区別プラン

例 示

1 松山地区

◆地区の概況

市の中央部に位置し、比定地域の中心都市として行政機関をはじめ様々な施設が集積しています。地域の中心に東松山駅があり、それを取り巻くように住宅地が広がり、駅を起点としたバス路線があります。



地区の概況として、地区ごとの統計データを整理

◆現状と課題

- ① 松山地区では、第一次地区プランより「あいさつ飛び交うまちづくり」を目指した取組を行ってきました。しかし、第三次東松山市地域福祉計画の策定に向けて市が実施した市民アンケートの「Q17 現在、あなたの住んでいる地域の中で、どのような問題点があると思いますか。」という設問において、「あいさつしない人が多い」と回答した人の割合(14.0%)が市内7地区の中で最も高い結果となっていました。そのため、第三次地区プランにおいては、この結果を真摯に受け止め、これまでの取組の振り返りを改めて行い、新たな「あいさつ」を通じて地域づくりに向けた取組の検討・実施が必要となっています。
- ② 「一人暮らし高齢者」や「高齢者世帯」が増加する中で、松山地区では第二次地区プランより「隣近所のつながりを深め、高齢者の孤立を防ぐ」ための取組を検討し、広報紙等を通じた高齢者サロンの紹介などの取組を行ってきました。第三次地区プラン策定に向け、社会福祉協議会松山支部の役員会において、第二次地区プランにおける当該取組の評価を行うために地域の現状について確認を行ったところ、高齢者の社会的孤立は地区内でも深刻化しており、更なる取組が必要であるとの意見が挙がりました。そのため、第三次地区プランにおいては、新たな「高齢者の孤立を防ぐ」ための取組の検討・実施が必要となっています。
- ③ 第二次東松山市地域福祉計画の策定に向けて市が実施した市民アンケートの「Q35 地域福祉の推進に向けた市の取組の中で、あなたは何かが必要であると思いますか。」という設問において、松山地区では「災害に備えたまちづくりの推進(35.5%)」が最も高く、次いで「多様な分野が連携を図り地域力を高められる支援体制の整備(33.2%)」、「見守り活動の充実(22.0%)」という結果でした。また、「自治会、民生委員・児童委員など地域の関係者との連携支援(19.7%)」という回答もその他の回答よりも高い回答率となっており、「より住みやすい地域づくり」に向けては、自治会や民生委員・児童委員という日頃から地域住民との関係性が深い団体の連携強化が地域住民より期待されていることも確認できました。そのため、第三次地区プランにおいては、災害に備え、自治会や民生委員・児童委員を中心とした地区内で活動する団体間の連携強化に向けた新たな取組の検討・実施が必要となっています。

◆今後の方向性

- ① 「あいさつ」を通じて地域づくりに向けた取組の検討及び実施
- ② 「高齢者の社会的孤立」の防止に向けた取組の検討及び実施
- ③ 災害に備え、地域で活動する団体の連携強化に向けた取組の検討及び実施

◆主な取組

- ① 学校をはじめとする地域の多様な分野と連携・協働した「あいさつ運動」の推進
- ② 高齢者世帯調査時における民生委員・児童委員と連携した一人暮らし高齢者等への支援
- ③ 自治会、民生委員・児童委員など地域の関係者間における情報共有をはじめとした連携の強化

◆役割分担とスケジュール

実施主体		役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	家庭や地域の中でのあいさつの励行	実施					
		実施					
社協支部	取組内容の検討、実行、評価及び改善	実施					
		実施					
自治会、民生委員・児童委員、学校等	取組への協力	実施					
		実施					

② 高齢者世帯調査時における民生委員・児童委員と連携した一人暮らし高齢者等への支援

実施主体		役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	地域社会への参加	実施					
		実施					
社協支部	取組内容の検討、実行、評価及び改善	実施					
		実施					
自治会、民生委員・児童委員等	取組への協力	実施					
		実施					

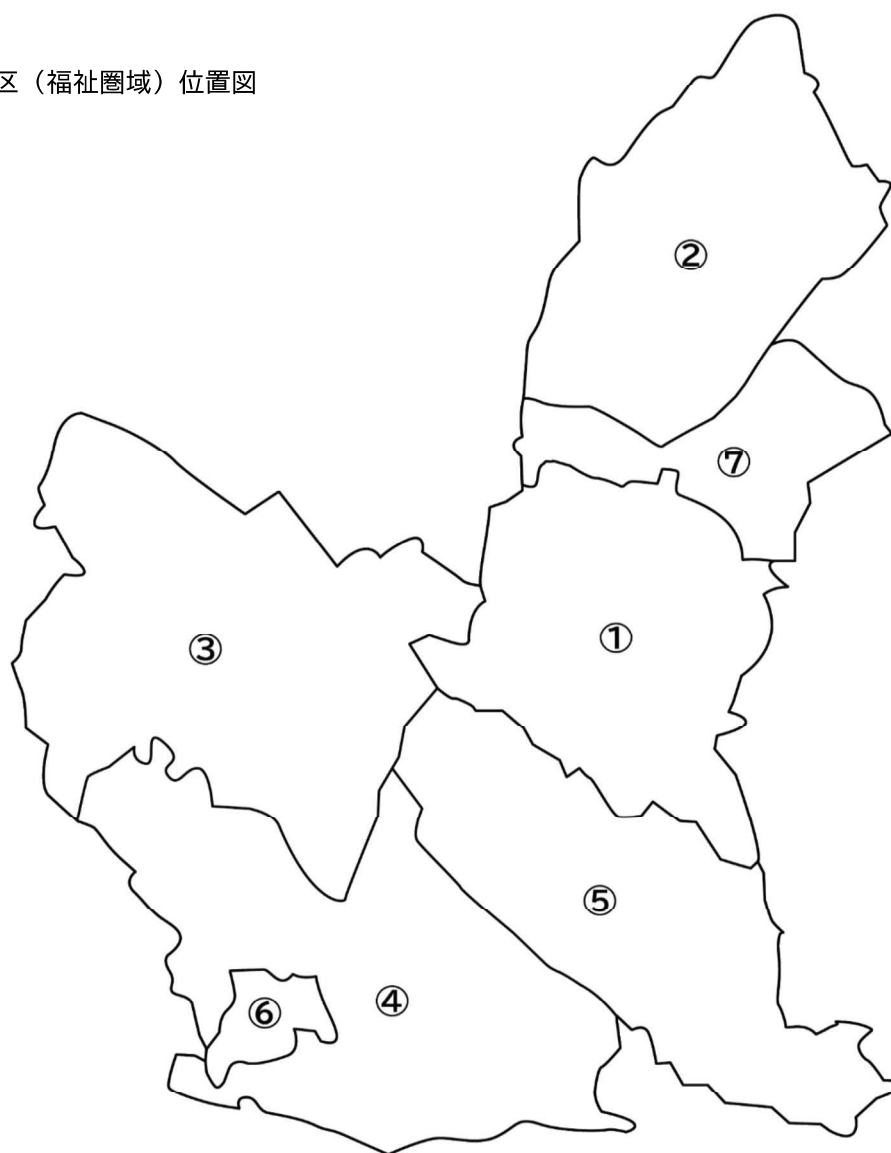
③ 自治会、民生委員・児童委員など地域の関係者間における情報共有をはじめとした連携の強化

実施主体		役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	地域で活動する団体への協力	実施					
		実施					
社協支部	取組内容の検討、実行、評価及び改善	実施					
		実施					
自治会、民生委員・児童委員、ハートピアまちづくり協議会等	取組への協力	実施					
		実施					

地区別プラン作成部会で話し合われた、これまでの取組についての振り返りや地区の現状と課題、今後の方向性と主な取組についてを記載

主な取組を推進するにあたって想定される協力期間と担う役割、スケジュールを記載

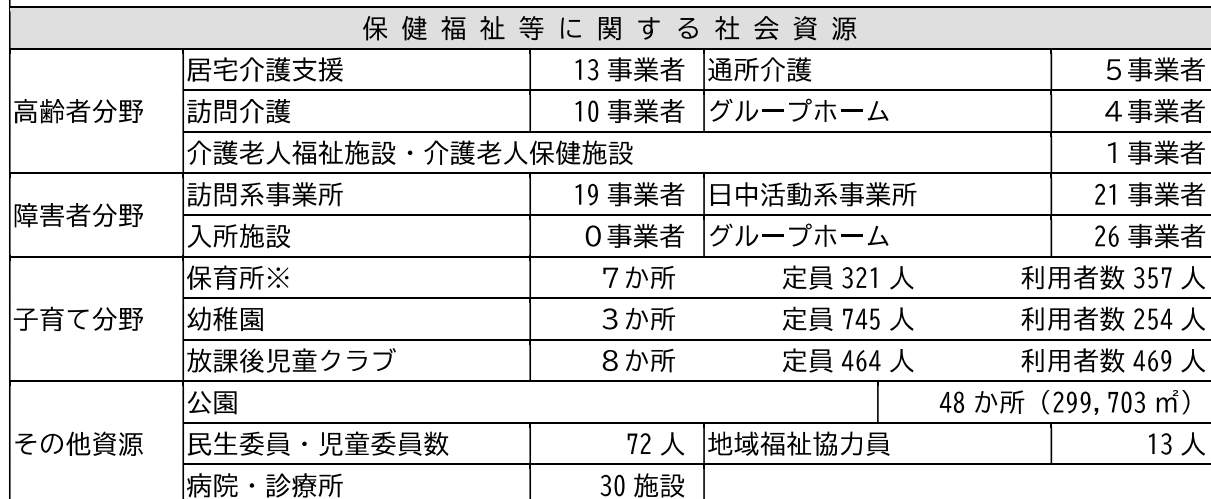
■ 7つの地区（福祉圏域）位置図



① 松山地区	本町 日吉町 市ノ川 新宿町 和泉町	神明町 加美町 御茶山町 山崎町 幸町	箭弓町 松本町 六反町 小松原町 美原町	材木町 松山 六軒町 砂田町	松葉町 松山町 五領町 美土里町
② 大岡地区	大谷	岡			
③ 唐子地区	下唐子 新郷	石橋	葛袋	神戸	上唐子
④ 高坂地区	高坂 田木 あずま町	早俣 岩殿	正代 西本宿	宮鼻 大黒部	毛塚 元宿
⑤ 野本地区	上野本 古凍	下青鳥 柏崎	上押垂 若松町	下押垂 下野本	今泉
⑥ 高坂丘陵地区	桜山台	白山台	旗立台	松風台	
⑦ 平野地区	東平	野田	沢口町	殿山町	

◆地区の概況

令和 6 年 1 月現在					平成 31 年 1 月	
人口 ・世帯数	高齢者人口 ・比率	生産年齢人口 ・比率	年少人口 ・比率	外国人人口 ・比率	人口	高齢者人口 ・比率
40,380 人	11,079 人	25,055 人	4,246 人	2,358 人	39,907 人	10,321 人
20,377 世帯	27.4%	62.0%	10.5%	5.8%	18,647 世帯	25.9%

58

◆現状と課題

- ① 松山地区では、第一次地区プランより「あいさつが飛び交うまちづくり」を目指した取組を行ってきました。しかし、第三次東松山市地域福祉計画の策定に向けて市が実施した市民アンケートの「Q17 現在、あなたの住んでいる地域の中で、どのような問題点があると思いますか。」という設問において、「あいさつしない人が多い」と回答した人の割合（14.0%）が市内7地区の中で最も高い結果となっていました。そのため、第三次地区プランにおいては、この結果を真摯に受け止め、これまでの取組の振り返りを改めて行い、新たな「あいさつ」を通じた地域づくりに向けた取組の検討・実施が必要となっています。
- ② 「一人暮らし高齢者」や「高齢者世帯」が増加する中で、松山地区では第二次地区プランより「隣近所のつながりを深め、高齢者の孤立を防ぐ」ための取組を検討し、広報紙等を通じた高齢者サロンの紹介などの取組を行ってきました。第三次地区プラン策定に向け、社会福祉協議会松山支部の役員会において、第二次地区プランにおける当該取組の評価を行うために地域の現状について確認を行ったところ、高齢者の社会的孤立は地区内でも深刻化しており、更なる取組が必要であるとの意見が挙がりました。そのため、第三次地区プランにおいては、新たな「高齢者の孤立を防ぐ」ための取組の検討・実施が必要となっています。
- ③ 第三次東松山市地域福祉計画の策定に向けて市が実施した市民アンケートの「Q35 地域福祉の推進に向けた市の取組の中で、あなたは何が必要であると思いますか。」という設問において、松山地区では「災害に備えたまちづくりの推進（35.5%）」が最も高く、次いで「多様な分野が連携を図り地域力を高められる支援体制の整備（33.2%）」、「見守り活動の充実（22.0%）」という結果でした。また、「自治会、民生委員・児童委員など地域の関係者との連携支援（19.7%）」という回答もその他の回答よりも高い回答率となっており、「より住みやすい地域づくり」に向けては、自治会や民生委員・児童委員という日頃から地域住民との関係性が深い二団体の連携強化が地域住民より期待されていることも確認できました。そのため、第三次地区プランにおいては、災害に備え、自治会や民生委員・児童委員を中心とした地区内で活動する団体間の連携強化に向けた新たな取組の検討・実施が必要となっています。

◆今後の方向性

- ① 「あいさつ」を通じた地域づくりに向けた取組の検討及び実施
- ② 「高齢者の社会的孤立」の防止に向けた取組の検討及び実施
- ③ 災害に備え、地域で活動する団体の連携強化に向けた取組の検討及び実施

◆主な取組

- ① 学校をはじめとする地域の多様な分野と連携・協働した「あいさつ運動」の推進
- ② 高齢者世帯調査時における民生委員・児童委員と連携した一人暮らし高齢者等への支援
- ③ 自治会、民生委員・児童委員など地域の関係者間における情報共有をはじめとした連携の強化

◆役割分担とスケジュール

① 学校をはじめとする地域の多様な分野と連携・協働した「あいさつ運動」の推進

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	家庭や地域の中でのあいさつの励行	実施				
社協支部	取組内容の検討、実行、評価及び改善	実施				
自治会、民生委員・児童委員、学校等	取組への協力	実施				

② 高齢者世帯調査時における民生委員・児童委員と連携した一人暮らし高齢者等への支援

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	地域社会への参加	実施				
社協支部	取組内容の検討、実行、評価及び改善	実施				
自治会、民生委員・児童委員等	取組への協力	実施				

③ 自治会、民生委員・児童委員など地域の関係者間における情報共有をはじめとした連携の強化

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	地域で活動する団体への協力	実施				
社協支部	取組内容の検討、実行、評価及び改善	実施				
自治会、民生委員・児童委員、ハートピアまちづくり協議会等	取組への協力	実施				

2 大岡地区

◆地区の概況

市の北部に位置し、西側に丘陵地があり、角川や和田吉野川沿いは田園地帯となっています。国道407号沿いにバス路線がありますが、多くの住民は自動車を主要な移動手段としています。

令和6年1月現在					平成31年1月	
人口・世帯数	高齢者人口・比率	生産年齢人口・比率	年少人口・比率	外国人人口・比率	人口・世帯数	高齢者人口・比率
3,130 人 1,536 世帯	1,315 人 42.0%	1,618 人 51.7%	197 人 6.3%	43 人 1.4%	3,472 人 1,604 世帯	1,266 人 36.5%

令和6年1月現在		令和6年1月現在	
年齢(歳)	人数(人)	年齢(歳)	人数(人)
105~		105~	
100~104		100~104	
95~99		95~99	
90~94		90~94	
85~89		85~89	
80~84		80~84	
75~79		75~79	
70~74		70~74	
65~69		65~69	
60~64		60~64	
55~59		55~59	
50~54		50~54	
45~49		45~49	
40~44		40~44	
35~39		35~39	
30~34		30~34	
25~29		25~29	
20~24		20~24	
15~19		15~19	
10~14		10~14	
5~9		5~9	
0~4		0~4	

保健福祉等に関する社会資源			
高齢者分野	居宅介護支援	3 事業者	通所介護
	訪問介護	0 事業者	グループホーム
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設		1 事業者
障害者分野	訪問系事業所	0 事業者	日中活動系事業所
	入所施設	2 事業者	グループホーム
子育て分野	保育所※	2 か所	定員 123 人 利用者数 96 人
	幼稚園	0 か所	定員 人 利用者数 人
	放課後児童クラブ	1 か所	定員 42 人 利用者数 34 人
その他資源	公園	1 か所 (54,511 m ²)	
	民生委員・児童委員数	6 人	地域福祉協力員
	病院・診療所	2 施設	5 人

地域の指標			
一人暮らし高齢者数	350 人	シニアクラブ設置数	5 か所
高齢者世帯数	256 世帯	シニアクラブ会員数	239 人
自治会加入世帯数	966 世帯	シルバー人材センター登録者数	28 人
高齢者サロン数	7 か所	シニアボランティアポイント制度登録者数	35 人
支え合いサポーター登録者数	11 人		
要支援認定者数	25 人	要介護認定者数	126 人
障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
	126 人	46 人	60 人

※小規模保育事業所、認定こども園含む

◆現状と課題

- ① 第一次地区プランから引き続き、「交通の問題」は大岡地区の最重要課題となっています。今現在、人口割合でいうと一番多くを占めている70代と80代前半の高齢者が運転免許証を返納したときに向けて不安があります。今回の第三次作成部会のブレインストーミングでも交通に関しての問題点が一番あがっていました。循環バスの利便性が悪く、またデマンドタクシーの料金が太岡地区から利用した場合にとっても高額になるということもデマンドタクシーを手軽に利用できない要因となっています。今後、関係機関との協議を進めると同時に、現在、交通に不便を感じている人に向けても、自分たちが今出来ることを検討・協議が必要だと意見があがりました。
- ② 小規模な地域の特色を生かして三世代が交流出来るイベントを強化していくのはどうか、という意見がだされました。太岡小学校は地域に根付いた小学校なので、全校生徒への声かけやすいという強みをいかして世代間交流の機会をもっと活発にしていこうということになりました。現在も様々なイベントが催されていますが人により求めるものが違うのでこれからはイベントも多様化をしていくのが大切になってきます。時代にあわせて、規模の大小・場所・老若男女限らず、多様化したイベントの取り組みの検討と実施が不可欠になります。
- ③ 日頃から地域に愛着をもっている人が多く、いつまでも大好きな地域で住み続けられるような住みやすい地域づくりが不可欠であることがわかりました。作成部会のブレインストーミングで意見がでたように「近所の人々がサッと手伝える地域性」と「支援機関の事業」をうまく組み合わせて住みやすさを整えていくようにしようと意見がまとまりました。「支え合いサポート」と「あんしん見守りネットワーク」の周知を行い、活用を促進していく必要があるということで意見がまとまりました。

◆今後の方向性

- ① 現在と三年先・五年先にわけて考えた交通手段の検討と働きかけ
- ② 三世代交流イベントの増加や催し物の多様化に向けた検討と実施
- ③ 地域の住みやすい地域づくりに向けた検討と実施

◆主な取組

- ① 現行のデマンドタクシーの活用方法の周知と将来的な料金見直しへの働きかけ。巡回バスの利便性の向上
- ② 三世代交流の促進とイベントを多様化
- ③ 「支え合いサポート」「あんしん見守りネットワーク」の周知と活用の推進

◆役割分担とスケジュール

① 交通の問題

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
住民・地域	交通問題に先進的な取り組みをしている市町村の実態調査、調査した情報の共有、行政への要望	検討・実施・見直し				
社協支部						
地域の各種団体						

② 三世代交流の促進とイベントの多様化

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
住民・地域	居場所への参加、受け入れ、運営協力	実施・参加				
社協支部	企画、広報、開催					
地域の各種団体	協力、参加、連携					

③ 住みやすい地域づくり

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
住民・地域	近所付き合い、声かけ、助け合いなどの交流	実施・参加				
社協支部	各種団体との連携協力と情報提供					
地域の各種団体及び行政機関	情報収集と住民への情報提供					

3 唐子地区

◆地区の概況

市の西部に位置し、都幾川沿いに水田や畑地、丘陵など「ふるさとの原風景」ともいえる景観が残されており、豊かな自然と調和した生活環境が保たれています。東松山駅・森林公園駅・つきのわ駅へのアクセスが良好な地域です。

令和6年1月現在					平成31年1月	
人口 世帯数	高齢者人口 ・比率	生産年齢人口 ・比率	年少人口 ・比率	外国人人口 ・比率	人口 ・世帯数	高齢者人口 ・比率
9,316 人 4,192 世帯	2,957 人 31.7%	5,359 人 57.5%	1,000 人 10.7%	328 人 3.5%	9,331 人 3,868 世帯	2,843 人 30.5%
105～ 100～104 95～99 90～94 85～89 80～84 75～79 70～74 65～69 60～64 55～59 50～54 45～49 40～44 35～39 30～34 25～29 20～24 15～19 10～14 5～9 0～4 年齢(歳) 1,352 人 29.0 % 2,809 人 60.3 % 494 人 10.6 % 男 女 令和6年1月現在 1,605 人 34.4 % 2,550 人 54.7 % 506 人 10.9 % 人数(人) 5004003002001000100200300400500						
保 健 福 祉 等 に 関 す る 社 会 資 源						
高齢者分野	居宅介護支援		6 事業者	通所介護		3 事業者
	訪問介護		1 事業者	グループホーム		1 事業者
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設					1 事業者
障害者分野	訪問系事業所		2 事業者	日中活動系事業所		3 事業者
	入所施設		0 事業者	グループホーム		6 事業者
子育て分野	保育所※		7 か所	定員 374 人		利用者数 326 人
	幼稚園		0 か所	定員 人		利用者数 人
	放課後児童クラブ		3 か所	定員 146 人		利用者数 187 人
その他資源	公園				22 か所 (198,238 ㎡)	
	民生委員・児童委員数		18 人	地域福祉協力員		0 人
	病院・診療所		5 施設			
地 域 の 指 標						
一人暮らし高齢者数		680 人	シニアクラブ設置数		8 か所	
高齢者世帯数		582 世帯	シニアクラブ会員数		401 人	
自治会加入世帯数		2,852 世帯	シルバー人材センター登録者数		52 人	
高齢者サロン数		11 か所	シニアボランティアポイント制度登録者数		80 人	
支え合いサポーター登録者数		20 人				
要支援認定者数		68 人	要介護認定者数		254 人	
障害者手帳所持者数	身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳	
	291 人		81 人		93 人	

※小規模保育事業所、認定こども園含む

◆現状と課題

- ① 唐子地区では 地域全体で見守りを必要としている人々が増えています。第一次地区プランより、一人暮らしの高齢者や子どもなどの見守りが必要な人々が増加しているという課題の解決に向けた取組を進めてきました。しかし、一人暮らしの高齢者及び高齢者世帯は年々増加しています。次期プランにおいても、引き続き、見守りとして効果的であるサロンの充実に取り組むとともに、地域の諸団体と連携・協働し、一人暮らしの高齢者や登下校の子どもの安全確保に努めます。また、災害時において、地域住民同士が互いに見守るという意識の醸成ができる取組を検討・実施し、安心できる地域づくりを目指します。
- ② 世代間の交流が少なく地域住民の関係性が希薄化しています。第三次東松山市地域福祉計画の策定に向けて市が実施したアンケートの「Q 17 現在、あなたの住んでいる地域の中で、どのような問題点があると思いますか」という設問において「世代間の交流が少ない」と回答した人が多くいました。この結果を受け、次期プランにおいても、社協支部事業や地域の行事などで多世代交流の機会を創出していきます。また、地域の諸団体と協力し、多世代交流を進め、顔の見える関係をつくり、地域住民同士の繋がりが深まることを目指します。
- ③ 第二次地区プランでは、日常生活で困りごとを抱えている人が増えているという課題の解決に向け、支え合いサポーターの登録者増加に向けた取り組みを行ってきました。しかし、サポーターの数は増えてはいるものの、稼働しているサポーターの数は少ないことから、今後は地域の諸団体などに対して地域の支え合い活動を周知し、サポーター募集等で協力が得られるよう取り組みます。また、通院や買い物などの移動手段で不便や不安を感じている住民が多いという課題も挙がっていることから、この課題の解決に向けて、社協支部として取り組める内容を検討し、実施していきます。

◆今後の方向性

- ① ひとり暮らしの高齢者や子どもなど地域住民同士が見守りを意識して安心できる地域づくりを目指す
- ② 多世代交流の推進、地域住民の繋がりを深めることを目指す
- ③ 支え合いサポーターの重要性や不便な移動手段の改善策を目指す

◆主な取組

- ① ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯への働きかけ、子ども見守り隊の充実
- ② 多世代交流機会を創出し、地域交流を通じた顔の見える関係性をつくる
- ③ 支え合いサポーターの増加、移動手段の改善に向けた取り組み

◆役割分担とスケジュール

① ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯への働きかけ、子ども見守り隊の充実

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	サロン・見守り隊への参加・協力	内容 検討 →	協力 依頼 →	実施 →		
社協支部	サロン・見守り隊への協力、 一人暮らし高齢者への働きかけ					
自治会・民生委員・ 児童委員、PTA、 サロン、シニアクラ ブ 他	サロン・見守り隊への協力、 一人暮らし高齢者への働きかけ					

② 多世代交流機会を創出し、地域交流を通じた顔の見える関係性をつくる

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	多世代交流事業・イベントへの協力・参加	内容 検討 →	協力 依頼 →	実施 →		
社協支部	社協支部事業の多世代交流化					
自治会・民生委員・ 児童委員、PTA、 サロン、シニアクラ ブ 他	多世代交流事業・イベントへの協力・参加 連携・促進					

③ 支え合いサポーターの増加、移動手段の改善に向けた取り組み

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	支え合いサポーターの登録、呼びかけ 交通手段の現状の情報提供	内容 検討 →	協力 依頼 →	実施 →		
社協支部	支え合いサポーターの募集 交通手段の現状の周知					
自治会・民生委員・ 児童委員、PTA、 サロン、シニアクラ ブ 他	支え合いサポート事業、交通手段の改善に 向けた取り組み					

4 高坂地区

◆地区の概況

市の南部に位置し、西側の丘陵地、中央の台地と起伏に富んだ地形で、豊かな自然環境を育んでいます。地域の中心に高坂駅があり、駅周辺では土地区画整理事業による基盤整備が行われた住宅地が広がり、あずま町には商業施設が集積しています。

令和6年1月現在					平成31年1月	
人口・世帯数	高齢者人口・比率	生産年齢人口・比率	年少人口・比率	外国人人口・比率	人口・世帯数	高齢者人口・比率
14,949 人 6,806 世帯	3,185 人 21.3%	9,131 人 61.1%	2,633 人 17.6%	412 人 2.8%	13,656 人 5,952 世帯	2,970 人 21.8%

令和6年1月現在		令和6年1月現在	
年齢(歳)	人数(人)	年齢(歳)	人数(人)
105~		105~	
100~104		100~104	
95~99		95~99	
90~94	1,486 人	90~94	1,699 人
85~89	19.4 %	85~89	23.3 %
80~84		80~84	
75~79		75~79	
70~74		70~74	
65~69		65~69	
60~64		60~64	
55~59	4,761 人	55~59	4,370 人
50~54	62.3 %	50~54	59.8 %
45~49		45~49	
40~44		40~44	
35~39		35~39	
30~34		30~34	
25~29		25~29	
20~24		20~24	
15~19		15~19	
10~14	1,397 人	10~14	1,236 人
5~9	18.3 %	5~9	16.9 %
0~4		0~4	

保健福祉等に関する社会資源			
高齢者分野	居宅介護支援	3 事業者	通所介護
	訪問介護	3 事業者	グループホーム
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設		1 事業者
障害者分野	訪問系事業所	5 事業者	日中活動系事業所
	入所施設	1 事業者	グループホーム
子育て分野	保育所※	4 か所	定員 301 人
	幼稚園	1 か所	定員 280 人
	放課後児童クラブ	2 か所	定員 220 人
その他資源	公園	29 か所 (1,283,089 m ²)	
	民生委員・児童委員数	13 人	地域福祉協力員
	病院・診療所	8 施設	3 人

地域の指標			
一人暮らし高齢者数	766 人	シニアクラブ設置数	14 か所
高齢者世帯数	630 世帯	シニアクラブ会員数	642 人
自治会加入世帯数	3,392 世帯	シルバー人材センター登録者数	80 人
高齢者サロン数	20 か所	シニアボランティアポイント制度登録者数	28 人
支え合いサポーター登録者数	11 人		
要支援認定者数	103 人	要介護認定者数	294 人
障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
	332 人	102 人	150 人

※小規模保育事業所、認定こども園含む

◆現状と課題

- ① 高坂地区では特に駅東口地域において、若い世帯が増加し、近所付き合いや助け合いの希薄化を感じている住民が多く存在しています。現在、見守り隊や青パトなどによる見守り活動が行われ、大人と子どもの交流や、交通安全・防犯に大きな成果をあげていますが、担い手の高齢化と新規確保が懸念されています。園・学校・自治会等と連携して多くの住民参加を促していく必要があります。高齢者に対しては「お元気ですか事業」や「支えあいサポート事業」で見守り活動を推進してきましたが、十分とは言えない状況です。子どもから高齢者まで近隣住民同士で支えあう「地域見守りネットワーク」づくりの推進が課題となっています。
- ② 住民アンケートで日頃の悩みの上位を占めるのは「自身・家族の健康問題」ですが、市が実施する健康診断の受診率は低い傾向にあります。健康講座や九十九亭寄席を実施してきましたが、より積極的な健康維持増進活動につながるようにする必要があります。特に高齢者の健康寿命延伸のため、体力増進活動の啓発が大切です。また、高坂地区は大規模水害の被災経験から、高齢者・障害者等の避難支援を始め、防災意識の高まりがあり、「安心・安全なまちづくり」を願う住民がたくさんいますが、具体的な備えという点では不十分です。いざというときに的確に対処するために、物心両面からの日頃の備えと、日常的な住民同士の近助・共助の精神の醸成が必要です。
- ③ 高齢者の居場所や健康増進を目的としたサロンは、多くの地域で開催されていますが、実施者の物理的・心理的な負担や活動内容のマンネリ化、参加者の固定化に課題があります。サロン懇談会などを活用しながら、情報交換や体験研修などを通して、それぞれのサロンの活性化につなげていくことが必要です。また、高坂地区は新興住宅地があり、子どもが増加傾向にあります。地域には小中学生の居場所として自由に過ごせる施設がなく、放課後の居場所づくりが急務となっています。活動センターを含む既存の施設の活用や、サロン活動等を活かした世代間交流事業の推進も図る必要があります。そのためには関係団体のより一層の連携が重要です。

◆今後の方向性

- ① 誰もが見守り・見守られるまちづくり
- ② 健康で安心・安全に暮らせるまちづくり
- ③ 居がい・生きがいを感じるまちづくり

◆主な取組

- ① 地域見守りネットワークづくり事業の推進
- ② 健康の維持増進事業・防災防犯事業の推進
- ③ 地域住民の居場所づくり事業の推進

◆役割分担とスケジュール

① 地域見守りネットワークづくり事業の推進

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	あいさつ・見守り隊への参加・支え合い活動・地域活動への参加、支え合いサポーター登録					
支部社協、区長会、民生委員・児童委員、ハートピアまちづくり協議会、学校PTA、サロン、シニアクラブ、商店会、商工会、各団体等	見守り活動の推進 ハートピア事業への協力(青パト等) 支え合いサポーター制度の周知と登録支援 あいさつの推進 地域見守り体制支援(乳幼児・小中学生・高齢者、障害者)	検討実施見直し 				

② 健康の維持増進事業・防災防犯事業の推進

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	健康講座講習会・防災防犯講習会・避難訓練等への参加・健康診断受診・ウォーキング参加					
支部社協、区長会、民生委員・児童委員、ハートピアまちづくり協議会・学校PTA、シニアクラブ、商店会、商工会、各団体等	健康増進講座の計画・開催(講座・九十九亭等) 防災防犯講習会等の計画・開催(自主防災・防犯、災害時避難支援) 地域のラジオ体操の奨励・支援(講師派遣・グッズ提供等) 広報を活用した情報提供(文化祭・体育祭・広報誌、社協HPの活用)	検討実施見直し 				

③ 地域住民の居場所づくり事業の推進

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	きらめきサロン・世代間交流事業、各イベント等への参加					
支部社協、区長会、民生委員・児童委員、ハートピアまちづくり協議会、学校PTA、子ども会、サロン、シニアクラブボランティア団体、大学、各団体等	きらめきサロン活動への支援(サロン懇談会の開催、物品の貸出等) 世代間交流事業への支援 支え合い福祉マップの作成(サロン・カフェ・福祉施設・公園等) 既存施設を居場所として活用促進(公会堂・集会所・活動センター等) 参加しやすいイベントの計画(趣味講座・親子教室・フリーマーケット等) 大学生ボランティアを活用	検討実施見直し 				

5 野本地区

◆地区の概況

市の南東部に位置し、田園地帯と北側の住宅地によりなっています。国道254号と407号による交通アクセスが良好なため、多くの住民は自動車を主要な移動手段としています。

令和6年1月現在					平成31年1月	
人口 ・世帯数	高齢者人口 ・比率	生産年齢人口 ・比率	年少人口 ・比率	外国人人口 ・比率	人口 ・世帯数	高齢者人口 ・比率
9,721人 4,199世帯	3,046人 31.3%	5,505人 56.6%	1,170人 12.0%	177人 1.8%	9,823人 3,986世帯	2,926人 29.8%

105～
100～104
95～99
90～94
85～89
80～84
75～79
70～74
65～69
60～64
55～59
50～54
45～49
40～44
35～39
30～34
25～29
20～24
15～19
10～14
5～9
0～4

年齢(歳)

1,373人
28.5%

2,861人
59.4%

583人
12.1%

1,673人
34.1%

2,644人
53.9%

587人
12.0%

人数(人)

男

女

令和6年1月現在

保 健 福 祉 等 に 関 す る 社 会 資 源				
高齢者分野	居宅介護支援	2事業者	通所介護	4事業者
	訪問介護	0事業者	グループホーム	1事業者
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設			2事業者
障害者分野	訪問系事業所	0事業者	日中活動系事業所	5事業者
	入所施設	0事業者	グループホーム	2事業者
子育て分野	保育所※	6か所	定員 541人	利用者数 512人
	幼稚園	1か所	定員 280人	利用者数 211人
	放課後児童クラブ	3か所	定員 101人	利用者数 135人
その他資源	公園	7か所 (12,004㎡)		
	民生委員・児童委員数	18人	地域福祉協力員	1人
	病院・診療所	5施設		

地 域 の 指 標			
一人暮らし高齢者数	1,060人	シニアクラブ設置数	10か所
高齢者世帯数	898世帯	シニアクラブ会員数	510人
自治会加入世帯数	2,755世帯	シルバー人材センター登録者数	72人
高齢者サロン数	11か所	シニアボランティアポイント制度登録者数	58人
支え合いサポーター登録者数	6人		
要支援認定者数	89人	要介護認定者数	300人
障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
	283人	90人	111人

※小規模保育事業所、認定こども園含む

◆現状と課題

- ① 第三次東松山市地域福祉計画の策定に向けて市が実施したアンケート「Q 17 現在、あなたの住んでいる地域の中で、どのような問題点があると思いますか」という設問において、野本地区では「隣近所との交流が少ない」「気軽に集まれる場や機会が少ない」と回答した人の割合が高い結果となりました。この結果を受け、第三次野本地区プラン作成部会で検討を行ったところ、第二次地区プランで取り組んできた、あいさつ運動は継続し、あいさつすることを交流のきっかけとして取り組んでいく必要があるとの意見があがりました。
- ② また、5年前よりも高齢化率が進み、一人暮らし高齢者数が増えたこともあり、第三次東松山市地域福祉計画の策定に向けて市が実施したアンケート「Q 17 現在、あなたの住んでいる地域の中で、どのような問題点があると思いますか」という設問において、野本地区では「世代間交流が少ない」と回答した人の割合も高い結果となりました。第三次野本地区プラン作成部会では、第二次地区プランで取り組んできた小学生から高齢者へのメッセージカード交換は継続し、新たな地域住民の交流機会をつくる取組の検討と実施が必要であるとの意見があがりました。
- ③ さらに、第三次東松山市地域福祉計画の策定に向けて市が実施したアンケート「Q 35 地域福祉推進に向けた市の取り組みの中で、あなたは何が必要であると思いますか」という設問に対し、野本地区では「わかりやすい福祉情報の提供」と回答した人の割合が高い結果となりました。この結果を受け、第三次野本地区プラン作成部会で検討を行ったところ、「いろいろな情報（介護などの福祉、医療等）は、それぞれ案内されるが、いざという時に情報が散在して、どこに連絡すればよいかわからない」との意見があがりました。

◆今後の方向性

「第三次東松山市地域福祉計画の策定に向けて市が実施したアンケート」から浮かび上がった現状と課題に対して、「第三次地域福祉活動計画 野本地区プラン」の方向性として、次の3つを柱に据えることにいたしました。

- ① あいさつを通して交流の発端とします。
- ② 世代間交流を開催します。
- ③ 福祉情報をはじめ、多様な情報を整理します。

◆主な取組

「第三次地域福祉活動計画」の方向性として掲げた3つを柱を実行するため、以下の取り組みを行うことにいたしました。

- ① あいさつ運動の標語・ポスター・の募集・更新・配布を行います。
- ② 小学生と高齢者とのメッセージカードの交換を行います。
- ③ 多様な情報を整理し、発信します。

◆役割分担とスケジュール

① あいさつ運動の標語・ポスタ・の募集・更新・配布

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	周知・事業協力					
地域活動を行っている団体等	標語案・図案の募集、作成 標語案・図案の取りまとめ、更新、配布	標語募集 →	図案募集 →	ポスター作成・周知、 標語募集 →	図案募集 →	ポスター作成・周知 →

② 世代間交流の開催

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	周知・事業協力					
地域活動を行っている団体等	メッセージカードの作成、周知 周知・事業協力	調査・検討・実施 →				

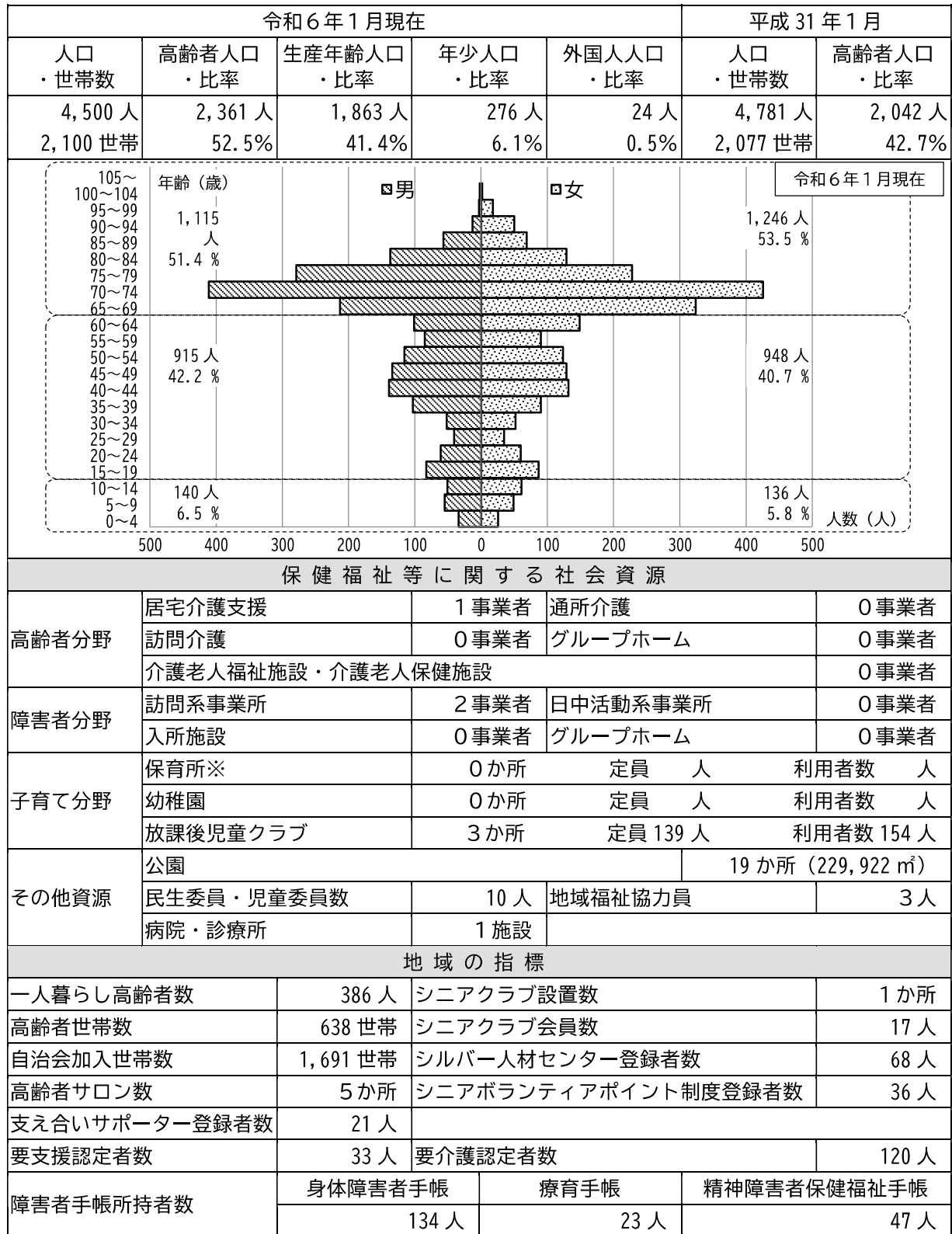
③ 多様な情報の整理・発信

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	周知・事業協力					
地域活動を行っている団体等	周知・事業協力 企画運営、とりまとめ、発信	調査・検討 →		実施 →	調査・検討 →	実施 →

6 高坂丘陵地区

◆地区の概況

市の南部の丘陵地に位置し、土地区画整理事業により開発された住宅地で、都市基盤や交通アクセスが整備されています。なお、当初整備から 40 年程経過しており、急激な高齢化が進んでいます。



※小規模保育事業所、認定こども園含む

◆現状と課題

- ① 高齢者の支え合いが地域全体の課題となっています。この地域特有の団塊世代の高齢化が進んでおり、一人暮らしの高齢者数や高齢世帯数の割合が高くなっています。今後もこの傾向は続くことが予測され、高齢化は一層深刻になると思われます。この高齢化の進行に対応した支援体制の構築と活動の継続性を図ることが必要です。
- ② 防犯や防災、交通等の生活安全への危機感に対し、住民の意識が高いとはいえないことが窺えます。危機感の醸成と犯罪や事故防止、災害対策活動への参加者の拡大が必要です。
- ③ 住民の高齢化の進行で、高齢者の転倒の原因に住環境がもたらす影響と高齢者の運動機能や身体機能の低下があります。転倒の要因として、内的要因には疾病・疾患などがあり、外的要因には床や段差などの環境に起因するものがあります。住環境の整備が健康寿命の延伸につながるとも言え、外的要因の多くを減らすことが重要です。また、高齢者の自立度が低下しないよう予防するサポートが必要です。

◆今後の方向性

- ① この地域の良好な住環境の次世代への継承と高齢者などを支える福祉活動の支援体制の維持を図ります。日頃からのコミュニケーションの場づくりを進め、地域のつながりを高めます。
- ② 防犯や防災、交通安全に対する意識の醸成と活動への参加協力者の増加を図り、地域の危機対応力を高めます。
- ③ 住みなれた地域で生活が続けられるよう健康寿命を延ばすための啓発活動を図ります。高齢者の自立度が低下しないように、無理のない範囲での運動習慣を身に付け、栄養バランスの取れた食事と社会との接点を持つことを進めます。健康増進や社会参画は全世代に展開します。

◆主な取組

- ① 支え合いと多世代が協力し合うまちづくり
—高齢化に対応できる多世代つながりの交流—
- ② 安心して暮らせる安全なまちづくり
—交通安全の確保、犯罪や災害などからみんなで地域を見守ろう！—
- ③ 健康で生きがいのあるまちづくり
—健康寿命を延ばすための取組をできることから始めよう—

◆役割分担とスケジュール

① 支え合いと多世代が協力し合うまちづくり

—高齢化に対応できる多世代つながりの交流—

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	・住民同士の見守り ・若年層の地域活動参加	実施				
社協支部、第2層協議体、市社協、民生委員・児童委員、自治会、ハートピアまちづくり協議会、ボランティア団体、サロン、PTA・学校等	・支え合いネットワークづくりと地域住民の見守り、若手の参加を促す地域活動 ・多様な連絡・情報提供手段と体制の構築 ・住民同士の交流の場の提供	見直し・実施				

② 安心して暮らせる安全なまちづくり

—交通安全の確保、犯罪や災害などからみんなで地域を見守ろう！—

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	防犯防災・交通安全への継続的取組み参加	実施				
社協支部、市社協、民生委員・児童委員、自治会、ハートピアまちづくり協議会、ボランティア団体、サロン、PTA・学校等	・防犯・防災・交通安全に関する事業策定と周知・協力 ・防犯・防災・交通安全に関する事業参加と協力 ・組織間の情報共有・意見交換	見直し・実施				

③ 健康で生きがいのあるまちづくり

—健康寿命を延ばすための取組をできることから始めよう—

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	講習会や体験および習熟イベントへの参加	実施				
社協支部、市社協、民生委員・児童委員、自治会、ハートピアまちづくり協議会、ボランティア団体、サロン、PTA・学校等	・講習会・実技指導等の開催計画立案と協力 ・講習会・実技指導等の開催周知と協力 ・講習会・実技指導等の開催と共働 ・実施結果の点検と計画調整、修正 ・情報の収集	見直し・実施				

◆地区の概況

令和6年1月現在	平成31年1月
----------	---------

令和6年1月現在

年齢(歳)	男(人)	男(%)	女(人)	女(%)
105~				
100~104				
95~99				
90~94				
85~89				
80~84				
75~79				
70~74				
65~69				
60~64				
55~59				
50~54				
45~49				
40~44				
35~39				
30~34				
25~29				
20~24				
15~19				
10~14				
5~9				
0~4				

人数(人)

地 域 の 指 標			
一人暮らし高齢者数	721 人	シニアクラブ設置数	5 か所
高齢者世帯数	743 世帯	シニアクラブ会員数	223 人
自治会加入世帯数	2,811 世帯	シルバー人材センター登録者数	106 人
高齢者サロン数	8 か所	シニアボランティアポイント制度登録者数	61 人
支え合いサポーター登録者数	12 人		
要支援認定者数	91 人	要介護認定者数	239 人
障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
	287 人	84 人	124 人

76

◆現状と課題

- ① 第三次東松山市地域福祉計画の策定に向けて市が実施したアンケート「q 9 日頃、どのような悩みや不安を感じていますか」という設問において、平野地区では「自分の健康に関して（食事、運動など）（54.7%）」と回答した人の割合が最も高い結果となりました。この結果を受け、第三次平野地区プラン作成部会で検討を行ったところでは、住民の健康づくりやフレイル予防につながる取り組みが必要であるとの意見が挙がりました。
- ② 平野地区では、第一次の地区プランより様々な地域住民が交流できる居場所づくりや世代間交流事業を行ってきました。しかし、第三次東松山市地域福祉計画の策定に向けて市が実施したアンケートの「q 17 現在、あなたの住んでいる地域の中で、どのような問題点があると思いますか」という設問において、「隣近所との交流が少ない」と回答した人の割合が最も高い結果となりました。この結果を受け、第三次平野地区プラン作成部会で検討を行ったところでは、自治会加入数の減少や隣近所との関係の希薄化の指摘が多くあり、引き続き地域住民同士の交流の機会をつくる取組の検討と実施が必要であるとの意見が挙がりました。
- ③ 第三次平野地区プラン作成部会で検討を行ったところでは、「高齢化や隣近所との関係が希薄化しているなかで、見守りや助け合いの重要性が増している」との意見が挙がりました。第三次東松山市地域福祉計画に向けて市が実施したアンケートの「q 18 あなたの周辺で社会から孤立している方がいることに気づいたら、どのように対応しますか」という設問において、平野地区では「あいさつや声かけなどをしながら、様子を見守る（38.8%）」が最も高く、住民の中で声かけや見守りの重要性が認識されていることが窺えます。

◆今後の方向性

- ① 住み慣れた地域で自分らしく生活できるように、健康づくりの取組を進めます。
- ② 子どもから高齢者まで地域住民が交流できる機会を作り、地域のつながりを強めます。
- ③ 地域住民の見守り・助け合いの意識を高め、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

◆主な取組

- ① 健康に関わる講演会や健康づくりイベントの開催
- ② 地域交流事業の開催
- ③ 支え合い・助け合いのある地域づくり

◆役割分担とスケジュール

① 健康に関わる講演会や健康づくりイベントの開催

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	講演会やイベントへの参加	実施				
社協支部	取組内容の検討、実行、評価及び改善	実施				
自治会、民生委員・児童委員、市民活動センター等	取組への協力	実施				

② 地域交流事業の開催

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	地域交流事業への参加	実施				
社協支部	取組内容の検討、実行、評価及び改善	実施				
民生委員・児童委員、自治会、学校、市民活動センター、サロン、その他各種団体	取組への協力	実施				

③ 支え合い・助け合いのある地域づくり

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	取組への参加・協力	実施				
社協支部	取組内容の検討、実行、評価及び改善	実施				
民生委員・児童委員、自治会・ハートピア、学校等	取組への協力	実施				

第6章 計画の推進体制

1 計画の周知及び利用促進

本計画は、地域福祉の関係者をはじめ、多くの地域住民の参加と連携が不可欠です。

そのため、本計画を広く周知し、理解と関心を高めていけるように広報紙やホームページをはじめ様々な媒体を活用するとともに、地域福祉の要となる自治会や民生委員・児童委員、福祉関係団体などと協力して広く地域住民に知らせていきます。

また、地域福祉活動の各種取組が地域の課題解決や生活の向上につながる実感ができるように、地域の取組状況や成果などについての情報や、地域福祉活動を支援する事業の情報などをわかりやすく提供し、多様な地域福祉活動を推進します。

2 関係機関等との連携

地域福祉活動の推進に当たっては、地域住民をはじめ、地域の各種組織、団体の参加協力が不可欠です。

そのため、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人など、地域で活動する団体や、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、行政など関係機関とのネットワーク化や協議の場づくりなどに取り組み、地域における幅広い連携協働の強化を図ります。商工会や観光協会をはじめとする地域づくりや地域の活性化などに取り組む組織、団体についても、地域福祉に関する理解と協力を求め、地域の多様な主体とのつながりを広げていきます。

また、地域の多様な主体との連携協働によりアウトリーチを徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい課題などに対しても解決に向けて取り組みます。

3 住民が主役となる地域福祉活動の推進

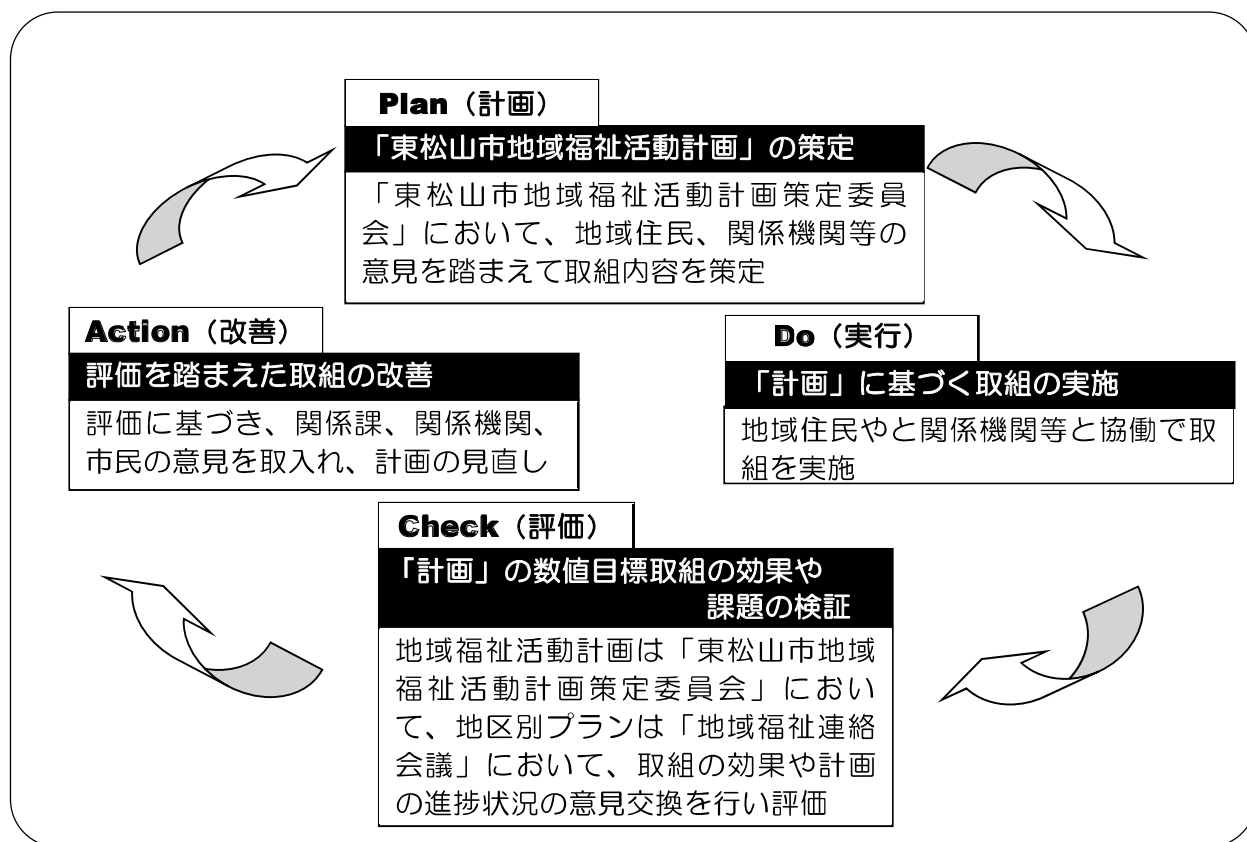
多様な地域の福祉課題に対して、きめ細かに迅速に対応できる地域福祉を推進していくためには、地域住民の誰もが地域福祉の担い手となって地域福祉活動に参加していくことが必要です。

そのため、地域の特性や課題を踏まえて地区ごとに策定した地区別プランの取組に住民が積極的に参加するように、地区別プランの内容や進捗状況などの情報を積極的に発信します。また、地域福祉の推進役である地域福祉コーディネーターの強化をはじめ、住民などが主体的に地域福祉活動を推進していけるような支援体制の強化を図ります。

4 計画の実施状況の点検・評価

第三次地域福祉活動計画は、東松山市地域福祉活動計画策定委員会において社会福祉協議会や関係団体による進捗状況の確認により、評価・点検を年2回行います。地区別プランについては、地域福祉連絡会議において年2回報告を行います。いずれについても、PDCA サイクルに基づいて計画の進捗状況の評価及び改善・調整などを行い、効率的な計画の推進を図ります。また、計画の進捗状況はホームページなどで公表します。

PDCA サイクルのイメージ図



PDCAサイクル

Plan/Do/Check/Action の頭文字を取ったもので、計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→見直し（Action）の流れを次の計画に活かしていくプロセスのことをいいます。

2 社会福祉法人東松山市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会

(1) 社会福祉法人東松山市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 地域福祉の推進を目的として、住民や地域の社会福祉関係者等と協力し策定する東松山市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、東松山市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、東松山市社会福祉協議会の会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 活動計画の策定及び変更に関すること
- (2) 計画の推進状況の評価に関すること
- (3) 前号に掲げるもののほか、活動計画の策定に関し、会長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、東松山市が策定する地域福祉計画との整合を図るため、東松山市地域福祉計画策定委員と同じ者とする。

3 策定委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 策定委員会に委員長を置く。委員長は、東松山市が策定する地域福祉計画との整合を図るため、東松山市地域福祉計画の策定委員長と同じ者とする。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(地区別プランの作成)

第7条 委員長は、活動計画がより地区のニーズに沿った計画となるよう、必要に応じて、地区別プランの作成を支援するため、地区別プラン作成部会等の設置を要請することができる。

(連携)

第8条 活動計画策定の過程においては、常に地域福祉計画との整合を図るものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（策定委員会の事務局）

第10条 策定委員会の事務局は、地域福祉課に置く。

（その他）

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（2）委員名簿

区分	氏 名	所 属	備 考
学識経験者	稲葉 一洋	立正大学名誉教授	委員長
団体代表	福田 千賀雄	東松山市PTA連合会	
団体代表	戸森 健治	東松山市自治会連合会長	
団体代表	須藤 博一	東松山市シニアクラブ連合会長	
団体代表	松永 政子	東松山市商工会女性部長	
団体代表	金杉 明	東松山市民生委員児童委員協議会連合会長	
団体代表	島野 正子	耳すまネット	～R06.09.30
公募委員	高谷 あすか		～R06.09.30
団体代表		一般社団法人H a a n e t	R06.10.01～
公募委員	浅岡 倫子		R06.10.01～
社会福祉協議会	奥村 一彦	東松山市社会福祉協議会事務局長	
市職員	田嶋 靖洋	東松山市健康福祉部長	

（順不同・敬称略）

3 東松山市社会福祉協議会第三次地域福祉活動計画地区別プラン作成部 会設置要綱

（設置）

第1条 地域福祉の推進を目的として、住民や地域の社会福祉関係者等と協力し策定する第三次東松山市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、社会福祉法人東松山市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置規程（平成26年4月1日施行）第7条に基づき、各市民活動センターの地区単位（以下「各地区」という。）において、地区別プラン作成部会（以下「作成部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 作成部会は、各地区の特性を踏まえた地域福祉推進の方法を具体化する実施計画（以下「地区別プラン」という。）の作成及び地区別プランの推進に関することについて所掌する。

（組織）

第3条 作成部会の委員は、おおむね10人程度で組織する。

2 作成部会の委員は、地域の様々な福祉ニーズを把握する観点から、当該地域において様々な分野で活動する者の中から地域の実情に應じて選任する。

（作成部会の委員の任期）

第4条 作成部会の委員の任期は、活動計画の策定に係る業務が完了するまでとする。

（部会長）

第5条 作成部会に部会長を置き、委員の互選により選任する。

2 部会長は会務を総理する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 作成部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、作成部会の委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 作成部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（守秘義務）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

（資料提出の要求等）

第8条 作成部会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

（作成部会の事務局）

第9条 作成部会の事務局は、地域福祉課に置く。

（その他）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、第三次東松山市地域福祉活動計画の施行の日に関しその効力を失う。

4 地区作成部会

(1) 松山地区プラン作成部会

■計画策定状況

開催（実施時期）		主な課題
令和6年	2月26日	松山支部役員会にて作成部会委員の選定
	5月20日	第1回松山地区プラン作成部会 ・松山地区の概要について ・松山地区の課題の整理
	6月24日	第2回松山地区プラン作成部会 ・松山地区の概要について ・松山地区の課題の整理 ・今後の流れについて
	7月22日	第3回松山地区プラン作成部会 ・前回の作成部会の振り返り ・第三次松山地区プラン案（第1稿）について
	8月26日	第4回松山地区プラン作成部会 ・前回の作成部会の振り返り ・第三次松山地区プラン案（第2稿）について

■松山地区プラン作成部会委員

（五十音順・敬称略）

	氏 名	所属・役職	備考
1	江森由美子	地域活動実践者	
2	大島 勤	自治会長・地域協力員（和泉町）	
3	金杉 明	松山第三地区民生・児童委員協議会 会長	部会長
4	倉林 匠	総合福祉エリア地域包括支援センター	オブザーバー
5	小菅 英	松山第三地区主任児童委員	
6	小柳 和夫	松山第一地区民生委員・児童委員協議会 副会長	
7	杉山 武志	松山第二地区民生委員・児童委員協議会 会長	
8	須藤 勇	自治会長・地域協力員（中松本町）	
9	関根 廣紀	松山市民活動センター 所長	オブザーバー
10	野崎 精彦	自治会長・地域協力員（星城団地）	

(2) 大岡地区プラン作成部会

■計画策定状況

開催（実施時期）		主な課題
令和6年	4月30日	第1回大岡地区プラン作成部会 ・第三次地区別プラン概要の説明 ・部会長の選出 ・今後のスケジュールについて
	5月21日	第2回大岡地区プラン作成部会 ・地域課題抽出（KJ法） ・課題別に分けて模造紙に記入
	6月18日	第3回大岡地区プラン作成部会 ・抽出された課題の検討
	7月16日	第4回大岡地区プラン作成部会 ・プラン案提示と検討 ・市民アンケート調査の確認
	8月20日	第5回大岡地区プラン作成部会 ・修正プラン案の提示と検討

■大岡地区プラン作成部会委員

（五十音順・敬称略）

	氏 名	所属・役職	備考
1	新井 茂明	大岡地区区長会 副会長	
2	安藤 和俊	消防第3団	
3	石川 喜代子	大岡地区グランドゴルフ連盟	
4	石川 敏彦	民生委員	
5	木部 猛	大岡市民活動センター 所長	オブザーバー
6	鈴木 正弘	大岡地区シニアクラブ連合会 会長	
7	庭野 さやか	大岡小学校PTA 会長	
8	橋本 隆	大岡地区民生委員・児童委員協議会 会長	部会長

(3) 唐子地区プラン作成部会

■計画策定状況

開催（実施時期）		主な課題
令和6年	5月20日	第1回唐子地区プラン作成部会 ・部会長の選出
	6月17日	第2回唐子地区プラン作成部会 ・第三次地区プラン概要確認・課題抽出
	7月22日	第3回唐子地区プラン作成部会 ・地域課題を3つにまとめる ・解決策を考える
	8月19日	第4回唐子地区プラン作成部会 ・第三次地区プラン最終確認

■唐子地区プラン作成部会委員

（五十音順・敬称略）

	氏名	所属・役職	備考
1	石川 富之	唐子地区区長会 会長	
2	大塚 敏郎	唐子地区民生委員・児童委員協議会 会長	部会長
3	小澤 悦子	地域活動実践者	
4	金子 和義	唐子市民活動センター 所長	
5	佐藤 明	唐子地区石橋第二 区長	
6	篠田 博	唐子地区上唐子第二 区長	
7	島野 正子	地域活動実践者	
8	高岡 光一	唐子地区民生委員・児童委員協議会 副会長	
9	深澤 和子	唐子地区民生委員・児童委員	
10	福地 章	地域活動実践者	
11	本郷 操	唐子地区民生委員・児童委員	
12	松崎 清	唐子地区シニアクラブ連合会 会長	

(4) 高坂地区プラン作成部会

■計画策定状況

開催（実施時期）		主な課題
令和6年	3月22日	第1回高坂地区プラン作成部会 第三次地域福祉活動計画に係る地区別プランの策定について
	5月9日	第2回高坂地区プラン作成部会 ・アンケート調査結果の概要確認 ・現状把握と課題の整理
	6月10日	第3回高坂地区プラン作成部会 ・課題の整理
	7月19日	第4回高坂地区プラン作成部会 ・地域課題のまとめ及び解決策の検討
	8月6日	第5回高坂地区プラン作成部会 ・個人ワークの共有 ・解決策まとめ
	8月20日	第6回高坂地区プラン作成部会 ・地区別プランまとめ
令和7年	1月7日	第7回高坂地区プラン作成部会 ・骨子案の確認及び修正

■高坂地区プラン作成部会委員

(五十音順・敬称略)

	氏 名	所属・役職	備考
1	市川 浩	サロン代表者	
2	関 克巳	高坂地区区長会 会長	
3	千代田美紀	地域活動実践者	
4	林 龍生	高坂地区民生委員・児童委員協議会 会長	部会長
5	松井 治子	障害者福祉施設関係者	
6	水谷 俊子	地域福祉協力員	
7	山岸 隆	前高坂地区市民活動センター 所長	
8	横田 菜月	高坂地区主任児童委員	

(5) 野本地区プラン作成部会

■計画策定状況

開催（実施時期）		主な課題
令和6年	5月29日	第1回野本地区プラン作成部会(野本支部役員会) ・野本地区プラン作成部会委員の選出について ・第三次地区プラン概要確認・課題抽出
	7月2日	第2回野本地区プラン作成部会(野本支部役員会) ・取組内容、取組スケジュールの検討 ・骨子案作成
	9月10日	第3回野本地区プラン作成部会(野本支部役員会) ・骨子案確認、修正

■野本地区プラン作成部会委員

(五十音順・敬称略)

	氏 名	所属・役職	備考
1	石川 浩一	野本地区民生委員・児童委員	
2	大谷 昭	交通安全協会野本支部 代表	
3	岡村 治美	民生委員・児童委員 O B ・ O G	
4	金子 富知	野本区長会 副会長	
5	篠田 道子	野本地区民生委員・児童委員	
6	高橋 望美	野本地区 P T A 代表	
7	都築 輝男	野本地区民生委員・児童委員協議会 会長	部会長
8	成川 悦敏	野本市民活動センター 所長	
9	成川 友克	野本区長会 会長	
10	長谷部恵子	民生委員・児童委員 O B ・ O G	
11	松本 重男	野本地区シニアクラブ連合会 会長	
12	松本千恵子	野本レディース四季の会 会長	

(6) 高坂丘陵地区プラン作成部会

■計画策定状況

開催（実施時期）		主な課題
令和6年	4月19日	第1回高坂丘陵地区プラン作成部会 ・第三次地区別プラン概要の説明 ・部会長の選出 ・計画策定スケジュールの検討
	5月17日	第2回高坂丘陵地区プラン作成部会 ・第二次地区別プランの内容の振り返り ・第三次地区別プランの検討
	6月21日	第3回高坂丘陵地区プラン作成部会 ・第三次地区別プランの検討
	7月19日	第4回高坂丘陵地区プラン作成部会 ・第三次地区別プラン最終確認

■高坂丘陵地区プラン作成部会委員

(五十音順・敬称略)

	氏 名	所属・役職	備考
1	荒井 豊	高坂丘陵市民活動センター所長	
2	井上 美栄子	民生委員・児童委員	
3	風間 律子	高坂地区民生委員・児童委員協議会副会長	
4	後藤 高子	地域福祉活動実践者	
5	坂本 幸子	民生委員・児童委員	
6	瀧澤 宏	学識経験者	
7	田中 和子	地域福祉活動実践者	
8	椿 公義	学識経験者	部会長
9	戸森 健治	地域協力員・自治会長	
10	芳賀 ヤス子	民生委員・児童委員	
11	藤井 晶子	地域福祉活動実践者	
12	宮本 信夫	学識経験者	

(7) 平野地区プラン作成部会

■計画策定状況

開催（実施時期）		主な課題
令和6年	4月17日	第1回平野地区プラン作成部会 ・地区プラン策定についての概要説明
	6月19日	第2回平野地区プラン作成部会 ・第三次東松山市地域福祉計画の策定に向けて市が実施したアンケートを基にした地域の課題やニーズについての話し合い
	7月17日	第3回平野地区プラン作成部会 ・今後の方向性の確認と取組内容の検討

■平野地区プラン作成部会委員

（五十音順・敬称略）

	氏 名	所属・役職	備考
1	小川 順子	地域福祉活動実践者	
2	尾畑 忍	地域福祉活動実践者	
3	加治 園子	松山第三地区民生委員・児童委員協議会副会長	部会長
4	亀井八須司	東松山市自治会連合会平野支部長	
5	北野 雄一	地域福祉協力員	
6	木村 貴世	松山第三地区民生児童委員・主任児童委員	
7	諏訪 市男	地域福祉協力員	
8	高橋 則子	松山第三地区民生児童委員	
9	田中 久	平野市民活動センター所長	
10	田中 由美	松山第三地区民生児童委員	
11	西川 信行	野田自治会長（地域協力員）	
12	榊野 良子	松山第三地区民生児童委員	
13	山崎 和美	地域福祉活動実践者	

第三次東松山市地域福祉活動計画

発行 令和7年3月
編集 社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会
〒355-0014
埼玉県東松山市松本町1-7-8
TEL 0493-23-1251
FAX 0493-23-8898

